

第3章 要配慮者等の安全確保計画

(県危機管理部、県輝く鳥取創造本部、県福祉保健部、市町村、社会福祉施設等関係機関ほか)

第1節 目的

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時において特に配慮を要する者について、その状況を把握し、それぞれの態様に応じた防災知識の普及を図るとともに、災害時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握を進めることを目的とする。

第2節 要配慮者の安全確保計画

1 要配慮者の定義

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時において特に配慮を要する者である。

2 要配慮者の把握

市町村は、災害の発生に備え、要配慮者に対する支援が適切に行われるように、地域包括支援センター等とも連携の上、要配慮者の居住地や家族構成、災害時の支援の必要性等の情報を把握しておくよう努める。

3 要配慮者へ配慮した取組の推進

- (1) 県、市町村は、気象情報や避難に関する情報等が、要配慮者の多様な特性に配慮し、確実に伝達されるよう、多様な情報伝達手段の確保を含めた情報伝達体制の整備を行う。
- (2) 県、市町村は、防災知識の普及、防災訓練の実施、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者の態様に応じたきめ細かな施策を、他の福祉施策等との連携の下に行われるよう体制整備に努める。
- (3) 県は、市町村及び社会福祉施設等と連携して、避難所等における要配慮者支援を行う鳥取県災害派遣福祉チーム（鳥取県DWA T）の訓練・研修といった人材育成を行う。
- (4) 市町村は、鳥取県公衆衛生活動チーム、鳥取県DWA T及びこころのケアチーム等の受入体制を整備するなど、福祉・医療等の関係者と連携、協力して、要配慮者の多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。
- (5) 国、県、市町村は、地域の住民、事業者が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、支え愛マップづくりの推進などを通じた住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。
- (6) 県（危機管理部・輝く鳥取創造本部）は、市町村や公益財団法人鳥取県国際交流財団などと連携し、多言語表記の地震等への備えを説明する防災ハンドブックの配布や、災害に備える意識醸成のための防災学習会の開催など、外国人のための防災対策を実施・支援するものとする。また、SNSやITを活用した多言語での情報発信の体制や、在住外国人や外国人観光客からの相談に多言語で対応できるよう、平常時や災害時における総合的な相談体制を整備するものとする。
- (7) 県は、関係機関等と連携し、医療、福祉、旅館・ホテル、公共交通等における情報発信の多言語化に努めるものとする。

4 福祉避難所等の確保

- (1) 市町村は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努めるものとする。
また、福祉避難所への避難を要さない要配慮者が一般の避難所で生活しやすくなるよう、一般の避難所において要配慮者向けのスペースを設ける等、保健師や福祉専門職等の協力を得て、要配慮者の態様に応じた支援体制の整備等に努める。
併せて、福祉避難所等における要配慮者への必要な緊急的ケア、福祉サービスの手続きや調整などの支援体制について、平時から保健師や福祉専門職員等と連携しながら整備するものとする。
- (2) 県は、市町村が行う福祉避難所の整備や運営に必要な支援体制の整備やマニュアルの提示等により、災害時の早期開設及び良好な運営に向けた取組に協力するものとする。
- (3) 市町村は、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

5 要配慮者利用施設における体制整備

- (1) 市町村は、平時から、社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。また、水防法及び土砂災害防止法の規定に基づき、要配慮者利用施設に係る警戒避難体制の整備を行うものとする。なお、土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針では、「学校」については幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が対象と想定している。

- ア 災害時の応援協定の締結
 - イ 福祉避難所としての指定
 - ウ 災害時の連絡経路及び支援体制の確立
 - エ 施設利用方法等を確認
 - オ あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）
- (2) 県、市町村、施設管理者は、要配慮者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。
- また、県は、大規模停電発生時に電源車の派遣など円滑な支援が実施できるよう、要配慮者利用施設の非常用電源の設置状況や最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等の情報を整理するよう努めるものとする。
- (3) 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計画を策定し、避難訓練を実施するものとする。
- なお、市町村は、市町村地域防災計画に位置付けのある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定状況を把握し、その避難や避難支援が実効的なものとなるよう必要な助言等を行うよう努めるものとする。県は関係課が連携の上、市町村ごとの状況を把握し、市町村の求めに応じて必要な支援等を行っていくよう努めるものとする。
- (4) 県、施設管理者は、社会福祉施設の利用者等の安全確保のため、要配慮者の相互受入、施設間応援職員の派遣、物資支援等を行うことができるよう災害時施設間相互のネットワーク構築に努めるものとする。

第3節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

1 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいう。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

- (1) 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。また、避難行動要支援者について、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに把握するよう努める。
- (2) 市町村は、避難行動要支援者名簿（災害対策基本法第49条の10）（以下、本節において「名簿」という。）を作成するとともに、変更等が生じた場合は随時更新する。作成に当たっては、防災担当課、福祉担当課等との関係課の連携の下、災害リスクの高い場所に居住する者の情報など、平常時より避難行動要支援者に関する情報を防災担当課及び福祉担当課双方が把握・共有するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (3) 市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた関係機関（避難支援等関係者）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。
- (4) 市町村は、災害対策基本法第49条の11第2項ただし書に規定する特別の定めを設けた市町村の条例を制定する等、名簿を活用した避難体制の整備促進に努めるものとする。

3 名簿の作成方針等

(1) 避難支援等関係者となる者

市町村は、市町村地域防災計画において、地域の実情に応じた避難支援等関係者となる者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等）をあらかじめ定める。

(2) 名簿に掲載する者の範囲

市町村は、市町村地域防災計画において、地域の実情に応じ、名簿に掲載する対象者の基準を定める。

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市町村は、市町村地域防災計画において、名簿の作成に必要な個人情報の入手方法をあらかじめ定める。なお、個人情報の種類は、災害対策基本法第49条の10第2項の各号に定めるとおりとする。

(4) 名簿の更新に関する事項

市町村は、市町村地域防災計画において、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿更新の方法や頻度をあらかじめ定める。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置

市町村は、市町村地域防災計画において、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下本節において「取組指針」という。）」（H25.8内閣府。R3、R5改定）に掲げられている例を参考として、名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置をあらかじめ定める。

4 個別避難計画の作成等

- (1) 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、災害対策基本法第49条の14の規定に基づき、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難支援等関係者と連携して、避難支援等を実施するための計画（以下、本節において「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

なお、避難支援等関係者が上記3（1）の者と異なる場合は、個別避難計画に係る避難支援等関係者とし

- て、あらかじめ定めるものとする。
- (2) 市町村は、個別避難計画が、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新及び災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。
- (3) 市町村は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、その際、取組指針等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。また、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップづくりなどを通じて、避難行動要支援者の避難支援を行う体制の整備に努める。
- (4) 市町村は、市町村の条例に災害対策基本法第49条の15第2項ただし書に規定する特別の定めを設けることにより、個別避難計画を活用した避難体制の整備促進に努めるものとする。
- (5) 市町村は、市町村地域防災計画において、以下を参考として、避難指示等を発出した場合に着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進するための情報の発出及び伝達に当たり配慮する事項を定める。
- ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ウ 高齢者や障がい者等の態様に応じ、必要な情報を選んで流すこと
- (6) 災害時の避難支援等にあつては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保することが大前提である。そのため、市町村は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。
- (7) 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供を行うなど、必要な配慮を行う。
- (8) 市町村は、地区防災計画が定められている地区で個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (9) 県、市町村は、要支援者の受入にあたり必要となる資機材の整備に努める。特に医療的ケアを必要とする者については、医療機器の稼働に必要な電源の確保が重要であることに留意する。
- (10) 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に被災者支援システムの導入等デジタル技術を積極的に活用するよう努めるものとする。
- (11) 県（危機管理部）は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。

5 支援に当たっての留意事項

支援に当たっては平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて関係機関と調整等を行いながら対応するものとする。

なお、医療的ケアを必要とする者については、避難に際して本人の介助に加えて医療機器等の搬送が必要になることから、多くの支援を要することに留意するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 要配慮者の安全確保計画

- (1) 要配慮者の把握、要配慮者へ配慮した取組の推進
- (2) 福祉避難所等の確保

2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- (1) 避難行動要支援者名簿の作成
- ア 避難支援等関係者となる者
- イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- エ 名簿の更新に関する事項
- オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- カ 要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- キ 避難支援等関係者の安全確保
- (2) 個別避難計画の作成
- ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- イ 避難支援等関係者となる者
- ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- エ 個別避難計画の更新に関する事項
- オ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

- キ 避難支援等関係者の安全確保
- (3) 避難行動要支援者の状況把握
- (4) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備
- (5) 社会福祉施設等での受入・支援体制の整備

第4章 孤立予想集落対策の強化

(KDDI、NTTドコモ中国支社、ソフトバンク、楽天モバイル、県危機管理部、県県土整備部、市町村)

第1節 目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が予想される集落について、その対策を図ることを目的とする。

第2節 孤立集落について

孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域などの集落において、以下の要因等により、道路交通および海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行き来可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動、物資の流通が困難となった集落をいう。

- (1)地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積、道路への倒木
- (2)地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石、雪崩等の恐れがある箇所に対する事前通行止め
- (3)津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積 等

第3節 孤立防止対策

1 孤立予想集落の特定及び事前対策

- (1)県及び市町村は、孤立が予想される集落をあらかじめ特定するとともに、応急対策を実施する上で必要となる情報（居住者数、避難箇所、アクセス道路等）を把握し、孤立可能性集落ごとの対応方針を予め定めるものとする。
- (2)市町村は、ヘリコプター離着陸場一覧（資料編参照）を参考に、当該集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時からヘリコプター離着陸場候補地の把握に努めるものとする。
- (3)市町村及び孤立が予想される集落の住民は、孤立の発生に備え、集落内の自主（支え愛）避難所となる予定の場所等に水・食料等の備蓄物資、防災ヘリのサインを整備するよう努めるものとする。

2 情報の孤立防止

- (1)市町村は、孤立が予想される集落内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を配備しておくよう努めるものとする。
- (2)市町村は、孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について住民に周知しておくものとする。
- (3)市町村は、平時から機器の維持管理を自ら行うか地域住民に行わせることとする。
- (4)KDDI、NTTドコモ中国支社及びソフトバンク、楽天モバイルは、携帯電話の不感地帯解消に努めるものとする。

3 孤立発生時の応急対策

市町村及び県（危機管理部、県土整備部）は、孤立発生時の応急対策（空からの物資輸送、住民の救出救助、道路啓開等）について、あらかじめ検討し、定めておくものとする。

4 事前伐採の推進

県は倒木等による孤立集落の発生や、電気・通信等のライフライン設備の被害を最小限に抑えるため、市町村、事業者等と連携して、危険木の事前伐採を推進する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 孤立予想集落の特定
- 2 孤立予想集落付近のヘリコプター離着陸場の決定又は把握
- 3 災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）の孤立予想集落への配備
- 4 孤立災害発生時の応急対策の事前の決定
- 5 危険木の事前伐採の推進

第5章 帰宅困難者対策の強化

(県危機管理部、県総務子ども家庭部、県教育委員会、市町村)

第1節 目的

この計画は、地震等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

第2節 帰宅困難者対策の推進

県（危機管理部）及び市町村は、各主要駅等で発生が予想される帰宅困難者に対して、必要な対策を推進するものとする。

1 帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在している者のうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義する。

(参考：帰宅困難者の設定例)

- (1) 自宅までの帰宅距離が10km以下の人は、全員の徒歩帰宅が可能
- (2) 自宅までの帰宅距離が10～20kmの人は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ帰宅者を削減
- (3) 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、徒歩帰宅は困難
- (4) 妊産婦、幼児、身体障がい者等は、自宅までの帰宅距離が10km以下であっても徒歩帰宅は困難

2 帰宅困難者に対する基本的な対策

(1) 帰宅困難者を発生させないための対策

県（危機管理部）及び市町村は、県民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講ずるものとする。

ア 災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を、帰宅困難者に対して周知徹底する。

イ 県民に対して、日ごろから次のような取組を行うよう啓発する。

- (ア) 正確な情報収集をするためのラジオの携帯
- (イ) 地図、懐中電灯の準備
- (ウ) 簡易食料（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備
- (エ) 家族との連絡手段・集合場所についての話し合い
- (オ) 安否確認方法（災害用伝言ダイヤルなど）の確認
- (カ) 歩いて帰る訓練の実施
- (キ) 季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

(2) 事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食糧の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制や、主要駅やバスターミナル等への職員派遣体制を整備するものとする。

3 帰宅困難者を支援する対策

(1) 情報収集・提供の体制整備

県（危機管理部）及び市町村は、帰宅困難者が多く発生する主要駅やバスターミナル等との情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。

(2) 帰宅支援の協力体制の整備

県（危機管理部）は、コンビニエンスストア及び外食事業者と帰宅困難者支援協定を締結し、協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」において帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを行う体制を整備しており、今後も引き続きその充実に務めるものとする。

[協定締結事業者（令和7-6年4月1日現在）]

業種	事業社名（50音順）
コンビニエンスストア	(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ファミリーマート、(株)ポプラ、(株)ローソン
外食事業者	(株)壺番屋、(株)ダスキン、(株)モスフードサービス、(株)吉野屋
計	8事業者

(3) 妊産婦、幼児、障がい者等の受入れ体制の整備

県（危機管理部）及び市町村は、妊産婦、幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 帰宅困難者を発生させないための対策
- 2 情報収集及び帰宅困難者への情報提供体制の整備
- 3 帰宅支援の協力体制の整備
- 4 妊産婦、幼児、障がい者等の受入れ体制の整備

第6章 ペット同行避難対策の強化

（県危機管理部、県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害という非常時であっても飼い主が自らの責任の下でペットを適切に飼養し続けられる環境が維持できるように平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルを最小化させることを目的とする。

第2節 総則

1 ペット同行避難対策の必要性

近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者が安心して避難できるという点での心のケアの観点からも重要である。

2 基本方針

災害時においてもペットを適正に飼養管理する義務は飼い主にあることを前提とし、被災した飼い主がペットとともに支援を受けることを基本として、平時における予防対策を定める。なお、対策の基本は「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省）等を参考とするものとする。

3 同行避難の意味合い

本章で言う「同行避難」とは、飼い主がペットを同行して避難所等へ避難行動をすることを指し、避難所で人と同室でペットを飼養管理することを意味するものではない。

第3節 飼い主への普及啓発等

県及び市町村は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適正に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて、災害予防編第1部第4章第3節に記載する事項に加え、以下の項目について周知や普及啓発に努める。

- 1 飼い主が平時から災害への備えを行うことにより、自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながる。
- 2 健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、災害時のペットの安全確保にもつながること。
- 3 災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してペットとともに避難すること。
- 4 ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等を行っておくこと。
- 5 大勢の人が共同生活を送る避難所等において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットと避難した際は、飼養していない避難者に配慮すること。

第4節 同行避難の受入体制の整備

県及び市町村は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援する体制整備に努める。具体的には次のものが挙げられる。

- 1 主として県が行う体制整備等
避難所等で必要となる飼料や資機材等の調達体制の確保、鳥取県獣医師会等との連携体制の強化（現地動物救護本部の設置や活動等）、ペットの一時預かりができる協力体制等の構築、広域的な同行避難体制の整備など
- 2 主として市町村が行う体制整備等
避難所での飼養環境の検討及び整備（施設管理者との事前協議等も含む）、市町村外からの同行避難の受入体制の検討など
- 3 同行避難のうち、人と同室でペットを飼養管理することができる広域的な拠点避難所の整備を県と市町村が連携し、その具体化について検討を行う。

第5節 訓練等による検証及び体制強化

県及び市町村は、関係機関等とも連携し、災害時のペットの救護や支援が適切に行われるよう、定期的に住民参加型の訓練や研修等を通じて受入体制等の検証や体制強化を行うよう努める。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 飼い主への普及啓発等
- 2 同行避難の受入体制の整備
- 3 訓練等による検証及び体制強化

第7章 避難所等における感染症対策の強化

（市町村、県危機管理部、県福祉保健部）

第1節 目的

この計画は、災害時の適切な避難を促すため、指定避難所等での感染症対策を強化することを目的とする。

第2節 避難所での対策

1 避難所での感染症対策

新型インフルエンザ等の新興感染症発生・まん延はもとより、季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎等の流行時には、感染をおそれ避難を躊躇することがないように、流行状況やウイルスの病原性・感染性等を踏まえ、避難所においては、以下のような感染症対策を徹底するものとする。

（1）手洗いの励行と咳エチケットの順守

（2）体調不良者のための別室の活用

（3）避難者の健康状態や感染症患者発生状況の把握・確認（受付時、避難生活時）

（4）避難所内の十分な換気の実施（自然換気だけで不十分な場合にはサーキュレーターの設定や機械換気の常時稼働等）

（5）避難者同士が十分な距離をとる

（6）トイレの衛生管理、避難所内の定期的な環境消毒、嘔吐物の適切な処理等の徹底

2 感染症対策用品の整備

市町村は、以下の感染症対策用品の整備に努めるものとする。

（1）非接触型体温計、健康チェック問診票、消毒液、サージカルマスクなどの体調不良者対応用品

（2）段ボールベッド、プライベートテントなどの飛沫感染防止用品

（3）消毒液・消毒用クロス、洗面所や手洗い場へのペーパータオル配置、足踏み式ごみ箱などの衛生環境対策用品

3 避難所の確保

市町村は、流行時には、感染対策を講じることにより避難スペースが不足するおそれがあるため、可能な限り多くの避難所を確保するものとする。

第3節 住民への普及啓発等

県及び市町村は、住民に対して、避難時に係る感染症対策のための知識等の普及啓発等に努めるものとする。

1 避難する前

・住民一人ひとりが、自身の健康状態を確認するとともに、既に体調不良の場合は市町村に事前相談すること

・安全が確保されている近隣の親戚・知人宅への分散避難も検討すること

・可能な限り、必要な備蓄品は持参すること（食料・水、マスクなど）

2 避難の受付時

・住民一人ひとりが、自身の健康状態を申告すること

3 避難所での生活期間中

・基本的な衛生対策を徹底すること（マスク着用、手洗い、咳エチケットなど）

・避難者同士が十分な距離をとること（概ね2m）

・体調不良の場合は、避難所運営責任者等に報告すること

第4節 自宅療養者の対策等

県等は、新興感染症の発生状況等によっては、自宅療養者が生じるケースも想定されることから、災害発生前から自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、災害時等に感染を拡大させないよう自宅療養者の移動方法や自宅療養者への情報提供の方法等について、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

また、市町村は、自宅療養者が市町村の設営する避難所へ避難する場合も想定し、避難所の設営にあたっては、あらかじめ感染防止対策を講じるよう努めるものとする。

災害予防編（共通）第6部 医療救助計画

第1章 ~~保健医療（助産）救護福祉等の支援体制の整備~~

（中国四国厚生局、日本赤十字社、県医師会、県危機管理部、県福祉保健部、県病院局、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失うことまた避難所等での生活における要配慮者への支援が必要となること等が十分予想されることから、県、市町村、その他関係機関が~~保健医療福祉活動医療救護活動等~~を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、健康被害の予防及び生活機能の維持等を図り、被害の軽減を図るようあらかじめ医療救護等の体制を整備することを目的とする。

第2節 ~~保健医療救護福祉等の体制の確立~~

県、市町村、その他関係機関は、災害に備え、次のとおり~~保健医療救護福祉等~~活動体制を確立するものとする。
なお、医療救護活動に準じて助産の救護を行う。

1 県

「鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル」、「鳥取県保健医療計画」、「鳥取県災害医療活動指針」、「鳥取県災害医療救護マニュアル」及び「鳥取県災害派遣福祉チーム派遣マニュアル」に基づき、体制を整備する。また、県内の保健医療福祉に係る災害派遣チーム等だけでは対応しきれないような甚大な災害が発生した場合に備え、「鳥取県保健医療福祉対策統合本部実施要領」に基づき、体制を整備する。

- (1) 県（福祉保健課）は保健医療福祉対策本部を設けるとともに、各保健所を保健医療福祉対策支部として位置付け、医療救護等の体制の整備を図る。
- (2) 県立病院を後方支援医療機関として、また災害拠点病院として重症患者の受入れを速やかに行うための整備を図る。
- (3) 災害拠点病院の整備及び連携の促進を図る。
- (4) 県立病院等医療救護班の編成体制を整備すると共に、災害時の医療救護班の体制について関係団体等と検討し、必要な協定を締結するなど、医療救護活動が速やかに実施できるよう整備する。
- (5) 負傷者の搬送体制の整備を図る。
- (6) 後方医療機関の指定及び関係機関等への周知を図る。
- (7) 鳥取県消防防災ヘリのドクターヘリの運用を可能とするため、必要な医療機材を整備する。
- (8) 広域搬送の円滑化のため、災害時に受入可能な県外病院の具体的な検討並びに県内外病院への搬送の調整を行う組織体制の整備を行うものとする。
- (9) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制の整備を図る。
- (10) 患者搬送に必要な車両につき事前に把握する。
- (11) 心のケアに従事する職員を育成するため、県や市町村の職員を対象として研修会を実施する。
- (12) 「広域災害・救急医療情報システム」の災害時の効率的な搬送体制への活用及び操作等の研修・訓練を行うものとする。
- (13) 他県等の災害派遣医療チーム（DMAT）や関西広域連合で共同利用するドクターヘリ及び中国地方5県広域連携によるドクターヘリの運用について、要請を行う手順や、受入体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- (14) 災害時の迅速なトリアージの実施のため、研修の実施及び実施体制の整備を行うものとする。
- (15) 災害派遣医療チーム等の体制整備や研修、資機材整備等の支援を行うものとする。（第5節、第6節、第7節のとおり。）
- (16) 各関係機関の医療救護活動を調整する、災害医療コーディネーターチームの体制整備を行うものとする。
- (17) 災害時に医薬品等の円滑な提供体制の整備を行うものとする。
- (18) 大規模事故やC B R N E災害(※)等を想定した医療救護体制等について検討を行うものとする。
※化学（Chemical）、生物（Biological）、放射性物質（Radiological）、核（Nuclear）、爆発物（Explosive）による特殊な災害のこと。
- (19) 平時における災害時保健医療福祉体制に関する情報共有などを行うため、統合型医療福祉災害対策会議を開催する。
- (20) 福祉サービスに係る災害時の課題等について事例及び対応例の情報共有を図るなど検討を進める。
- (21) 鳥取県保健医療福祉対策統合本部と支部及び関係機関との連携を強化するための訓練・研修を行う。

2 保健所設置市

保健所設置市（鳥取市）は、鳥取市と県が連携して定める「鳥取市災害医療活動指針」に基づき体制を整備し、東部圏域の保健医療福祉支部の機能を担う。

3 市町村、消防局

- (1) 自治体病院等医療救護班の編成体制を整備する。

- (2) 負傷者の搬送体制を整備する。
- (3) 自治体病院を後方医療機関として整備する。
- (4) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民への周知を図る。
- (5) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。
- (6) 自主防災組織の活用方法を検討する。

4 日本赤十字社鳥取県支部

日本赤十字社（以下「日赤」という。）鳥取県支部は、赤十字病院の医療救護班の編成体制を整備する。
また、こころのケア指導者の養成など、こころのケア対策の充実を図る。

5 自治体病院・公的病院

自治体病院・公的病院は、医療救護班の編成体制を整備する。

6 災害拠点病院

- (1) 地域災害拠点病院（東・中・西の二次医療圏ごとに1か所）

所在する二次医療圏内の被災地の医療確保、被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、医療搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸出し）を行う。

東部	鳥取赤十字病院	-
中部	鳥取県立厚生病院	屋上にヘリコプター離着陸場あり
西部	鳥取大学医学部附属病院	敷地内にヘリコプター離着陸場あり

- (2) 基幹災害拠点病院（県下に1か所）

被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、医療搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸し出し）を行うとともに、地域災害拠点病院の後方支援病院として、県下の災害医療の中心的役割を担う。

基幹災害拠点病院	鳥取県立中央病院	屋上にヘリコプター離着陸場あり
----------	----------	-----------------

- (3) ヘリコプター離着陸場の整備や食料、飲料水、医薬品、非常用電源用の備蓄等の充実に努めるものとする。

7 鳥取大学

鳥取大学は、医学部附属病院の医療救護班の編成体制を整備する。

8 中国四国厚生局

中国四国厚生局は、独立行政法人国立病院機構との連絡調整体制を整備する。

9 県医師会等

- (1) 県医師会及び地区医師会は、医療救護班の編成体制について整備する。
- (2) 県医師会及び地区医師会は、医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。

10 県歯科医師会

県歯科医師会及び地区歯科医師会は、医療救護班の編成体制について整備する。

11 県薬剤師会

県薬剤師会は、医療救護班の編成体制について整備する。

12 県看護協会

県看護協会は、災害支援ナースの派遣体制を整備する。

13 県助産師会

県助産師会は、災害支援として助産師の派遣体制を整備する。

14 鳥取県災害リハビリテーション支援協会

鳥取県災害リハビリテーション支援協会は、鳥取 J R A T の派遣体制を整備する。

【各種災害支援チームについて】

D H E A T	Disaster Health Emergency Assistance Team：災害時健康危機管理支援チーム 専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームで、災害が発生した際に、被災都道府県及び被災都道府県内の保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能の支援を行う。
D I C T	Disaster Infection Control Team：日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム 避難施設等における感染制御活動を支援するため、日本環境感染学会が主体となって感染制御の実務経験者により編成される。
D M A T	Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム 大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームであり、医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等を主な活動とする。
D P A T	Disaster Psychiatric Assistance Team：災害派遣精神医療チーム 地震等の自然災害や大規模事故等の災害現場で活動を行う機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームである。精神保健医療に関するニーズ把握及びアセスメント、他の保健医療体制との連携、精神科医療の提供、精神保健活動、専門的支援（病院支援）等を主な活動とする。

DWA T	Disaster Welfare Assistance Team：災害派遣福祉チーム 地震等の自然災害や大規模事故等の災害現場で活動を行う社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）などの福祉専門職の有資格者等により構成する災害派遣福祉チームである。避難所、福祉避難所及び被災者宅等において、要配慮者等に関する福祉ニーズの把握及びアセスメントにより福祉的な課題へ対応するとともに、福祉避難所へのつなぎや関係機関への受入れを調整するなど、避難所で活動する他の保健医療福祉活動チームと連携して、要配慮者等の生活機能の低下や介護状態の重度化などの二次被害防止に向けた活動を行う。
J D A T	Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム 災害発生後おおむね72時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としている。
J D A - D A T	The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team：日本栄養士会災害支援チーム 国内外で大規模な自然災害（地震、台風など）が発生した場合、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と協力して、緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を通じ、被災地支援を行うことを目的としている。
J M A T	Japan Medical Association Team：日本医師会災害医療チーム 日本医師会災害医療チーム（J M A T：Japan Medical Association Team）は、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的とする災害医療チームである。主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援（災害前からの医療の継続）を行う。
J R A T	Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team：日本災害リハビリテーション支援協会 災害のフェーズに応じて、要配慮者に対して、生活不活発病を予防するためのリハビリテーション支援を実施する組織。その支部組織であり「地域J R A T」の当たるのが、鳥取J R A Tである。
災害支援ナース	被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、被災地の看護職員の心身の負担を軽減するための支援を行う看護職員のことであり、厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省医政局に登録された者の総称である。

15 その他

- (1) 医療機関は、平時から貯水量や水道の使用量等の把握に努め、災害時に使用する医療水の確保方法の検討を進めることで、断水時の対応に備え努めるものとする。
- (2) 医療機関は、平時から非常用電源を確保する等の対策を講じ、災害時にはこれを有効活用するものとする。
- (3) 医療機関は、災害時に備え、平時からスタッフの宿泊場所の確保に努めるものとする。
- (4) 災害拠点病院については、流通を通じて供給されるまでの必要量として、3日間以上の水（飲料水）の備蓄や非常用電源の確保（燃料の備蓄、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等の活用を含む）を行うものとする。

第3節 災害拠点病院等の被災時に備えた体制整備

県（福祉保健部、病院局）は、災害時において災害拠点病院が被災し、病院機能を喪失した場合の対策を講じておくとともに、県立病院の被害を低減するため、必要な予防策を講じておくものとする。

県以外の災害拠点病院や自治体病院の管理者は、県に準じて必要な措置を講じておくものとする。

1 安全性の確保

県立病院施設の耐震性の確保や、浸水防止対策に努めるものとする。

2 ライフライン途絶時の対策

県立病院の停電時に備えて予備電源を確保する等、ライフラインの維持機能の整備充実に努めるとともに、優先的にライフラインの復旧を行うよう関係機関との体制整備を図るものとする。

3 代替病院施設等の確保

被災地域内の災害拠点病院が機能喪失した場合の代替施設をあらかじめ確保し、被害の程度に応じた活用方法等をあらかじめ想定しておくものとする。

4 入院患者等の避難及び緊急転院

県立病院の入院患者や外来患者等の避難誘導体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

なお、県立病院が機能喪失した場合の入院患者の転院や、重症患者の搬送の方法について、あらかじめ決めておくものとする。

5 災害時医療救護チーム等の受援体制整備

県立病院におけるDMA T、他の医療機関から派遣された医療救護班等の災害時医療救護チーム等の受入体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

第4節 医薬品等の備蓄体制

災害のため、医薬品等が不足することが予測されることから、次のとおりあらかじめ医薬品等を備蓄し、円滑な供給体制を確立する。

なお、東中西部の圏域ごとに分散し、洪水時等に浸水のおそれがない場所に備蓄するものとする。

1 県・保健所設置市

(1) 救護活動に必要な医薬品等を東・中・西の各医療圏に備蓄する。

区分	医薬品	医療材料
東部	鳥取市立病院	鳥取市立病院
中部	鳥取県立厚生病院	鳥取県中部総合事務所倉吉保健所
西部	鳥取県済生会境港総合病院	鳥取県西部総合事務所米子保健所

なお、災害時の備蓄医薬品の供出手順等についてあらかじめ定め、関係医療機関等に周知を図るものとする。

(2) 県立病院は、医療救護班の派遣及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。

(3) 医薬品等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握する。

(4) 国や他県等から医薬品を調達できるよう、体制の確保に努める。

(5) 県薬剤師会、県医師会、医薬品卸売事業者等とあらかじめ必要な調整を行い、災害時の効率的な医薬品の調達体制を整備するものとする。（例：県を介さない、通常の商取引に近い流れの医薬品調達方法）

(6) 有効期限到来前の医薬品の活用を考慮した医薬品の医療機関への備蓄等、効率的な備蓄体制を整備・運用する。

2 市町村

救護所及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。

3 日赤鳥取県支部

日赤の救護活動に必要な医薬品等を鳥取赤十字病院に備蓄する。

4 鳥取県赤十字血液センター

輸血用血液製剤を鳥取県赤十字血液センター及び同米子出張所に備蓄するとともに、日赤中四国ブロック血液センターと連携した広域的な供給体制を整備する。

5 災害拠点病院

医療救護班の派遣及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。

6 県薬剤師会

一般用医薬品の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要取扱事業者の現状を把握する。

7 鳥取県医薬品卸業協会

医薬品の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要取扱事業者の現状を把握する。

8 一般社団法人日本産業・医療ガス協会 中国地域本部

医療ガスボンベ等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要取扱事業者の状況を把握する。

9 山陰医療機器販売業協会

医療機器の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要取扱事業者調達先の現状を把握する。

第5節 DMATの体制整備

1 鳥取DMAT運用計画の策定

県等は、厚生労働省が定める「日本DMAT活動要領」に基づき、鳥取DMAT運営要綱を策定する。

2 鳥取DMAT指定医療機関の登録

県は、原則として以下の基準を満たす管内の病院を鳥取DMAT指定医療機関として指定し、厚生労働省にその旨報告すると共に、「災害時の医療救護マニュアル」において管内の鳥取DMAT指定機関について明示するよう努める。

(1) DMAT派遣を行う意志を有する医療機関

(2) DMATの活動に必要な人員、装備を有する医療機関

(3) 災害拠点病院である医療機関

3 協定の締結

県（福祉保健部）は、鳥取DMAT指定医療機関と、DMATの運用に関する必要な事項について協定を締結するものとする。

4 連絡体制の確保

鳥取DMAT指定医療機関は、派遣されたDMATとの間の連絡手段を確保するため、機材を整備するものとする。

5 研修及び訓練の実施

(1) 県及び鳥取DMAT指定医療機関は、DMAT隊員の研修及び訓練を行うものとする。

(2) DMAT登録者は、通常時より連絡体制などDMAT派遣の準備を整え、DMATの研修に積極的に参加す

るよう努める。

第6節 災害支援ナースの体制整備

1 鳥取県における災害支援ナース応援派遣に関する実施要領の策定

県（福祉保健部）は、鳥取県における災害支援ナース応援派遣に関する実施要領を策定する。

2 協定の締結

(1) 県（福祉保健部）は、厚生労働省が定める災害支援ナース養成研修を修了した者で、厚生労働省医政局に登録をした者の所属する医療機関等の長並びに鳥取県看護協会長と「災害支援ナースの派遣に関する協定」を締結するものとする。

(2) 県（福祉保健部）は、鳥取県における「災害支援ナース派遣調整事業に関する業務に関する委託契約」を鳥取県看護協会と締結するものとする。

3 研修及び訓練の実施

(1) 県（福祉保健部）及び鳥取県看護協会は、災害支援ナースの研修及び訓練に努めるものとする。

(2) 災害支援ナース登録者は、災害支援ナースの活動に必要な知識・技術等の向上を図るため、研修及び訓練等に積極的に参加するように努める。

第7-6節 DPATの体制整備

1 鳥取県DPAT運営要綱の策定

県等は、鳥取県DPAT運営要綱を策定する。

2 鳥取県DPAT機関の登録

県は、DPAT研修及び訓練を受講した以下の基準を満たす管内の病院等を鳥取県DPAT機関として事務局に登録する。

(1) DPAT派遣を行う意志を有する医療機関

(2) DPATの活動に必要な人員、装備を有する医療機関

3 協定の締結

県は、鳥取県DPAT登録医療機関と、DPATの運用に関する必要な事項について協定を締結するものとする。

4 連絡体制の確保

鳥取県DPAT登録医療機関は、派遣されたDPATとの間の連絡手段を確保するため、機材を確保するものとする。

5 研修及び訓練の実施

(1) 県及び鳥取県DPAT登録医療機関は、DPAT隊員の研修及び訓練に努めるものとする。

(2) DPAT登録者は、通常時より連絡体制などDPAT派遣の準備を整え、DPATの研修に積極的に参加するよう努める。

第8-7節 DWATの体制整備

1 鳥取県DWAT設置運営要綱の策定

(1) 県は、鳥取県DWAT設置運営要綱を策定し、派遣に関して必要な事項を定める。またDWATの派遣に関して具体的な手順を定め、円滑な運用を行うことを目的として、鳥取県DWAT派遣マニュアルを制定する。

(2) 県はDWATの事務局を鳥取県災害福祉支援センター（鳥取県社会福祉協議会内）に設置する。

2 鳥取県DWATのチーム員の登録

鳥取県DWATチーム員となることを希望し、以下のいずれにも該当する者は、事務局に登録申請する。

(1) 福祉に関する専門資格を有する者又はその他登録することが適当であると認められる者

(2) DWATに関する研修を終了している者又は修了する見込みの者

3 協定の締結

県は、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）などの福祉専門職の職能団体等と要配慮者支援活動に関する必要な事項について協定を締結するものとする。

4 研修及び訓練の実施

(1) 県及び事務局は、DWATチーム員の研修及び訓練に努めるものとする。

(2) DWATチーム員は、DWATの活動に必要な知識・技術等の向上を図るため、研修及び訓練等に積極的に参加するよう努める。

第9-8節 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置

県は、医療搬送も想定した搬送拠点を関係機関と連携して指定する。

また、SCUの設置運営に協力する医療機関を予め定め、協力する医療機関にSCU設置に必要な医療資機材等の整備を行う。

【SCUとは】（エスシーユー）

ステージング・ケア・ユニット（Staging Care Unit）の略で、航空搬送拠点に隣接して設置された臨時医療施設

1 県内の搬送の場合

被災地内のヘリコプター離着陸場等の設置可能な場所に設置する。

2 県外への地域医療搬送や広域医療搬送の場合

- (1) 東部、中部、西部圏域毎に概ね2箇所を候補地として選定する。
- (2) ヘリコプター及び固定翼機毎にSCU設置が可能な場所を予め選定しておく。

3 SCUの設置場所

県内の医療搬送拠点として、次の施設整備するものとし、利用計画の策定及び施設管理者等との事前の調整を図る。また、被災地域の状況等により、次の候補施設以外の選定が必要となる場合は、既に指定されているヘリコプター離着陸場等から最適地を選定する。

圏域	種別	施設名	施設管理者等
東部	回転・固定翼機	鳥取空港	鳥取空港ビル（株）
	回転翼機	布勢総合運動公園球技場（ヤマタスポーツパーク）	鳥取県（指定管理者制度による指定管理者）
中部	回転翼機	倉吉市宮陸上競技場	倉吉市
		東郷湖羽合臨海公園南谷広場	鳥取県（指定管理者制度による指定管理者）
西部	回転・固定翼機	美保飛行場（米子空港）	大阪航空局
	回転翼機	鳥取県消防学校	鳥取県

第10-9節 公衆衛生スタッフに対する訓練・研修の実施

県は、「鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル」を活用し、公衆衛生スタッフを対象として、被災状況等を想定した事例をもとに、判断力を培うシミュレーション研修等を体系的に実施する。

第11-10節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 自治体病院等の災害時医療体制の整備
 - (1) 医療救護班の編成体制の整備
 - (2) 後方医療機関としての整備
- 2 負傷者の搬送体制の整備
- 3 救護所の指定、整備及び住民への周知
- 4 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制の整備
- 5 災害時医療における自主防災組織の活用方法の検討
- 6 医薬品等の備蓄

第2章 搜索、遺体対策及び埋葬体制の整備

（県福祉保健部、県生活環境部、警察本部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体の対策及び埋葬を行うための体制を整備することを目的とする。

第2節 行方不明者の搜索

1 搜索体制の整備

- (1) 災害のケース毎に搜索体制は大きく異なると考えられるが、市町村は、災害時に速やかな搜索が実施できるよう、あらかじめ事象に合わせた搜索体制の構築について検討を行うものとする。
- (2) 市町村は、あらかじめ消防団、自主防災組織等との搜索協力体制の構築に努める。

第3節 遺体対策

1 検視体制の整備

- (1) 警察本部は、速やかに検視活動を実施できるよう、あらかじめ検視隊等の体制整備に努める。
- (2) 市町村は、県と連携し、あらかじめ納棺用の棺、遺体収容用の毛布、納棺時の供花、線香、ドライアイス等について調達体制の整備に努める。
- (3) 市町村及び県は、検案医師及び看護師について県外から応援要請を行うことを想定し、あらかじめ支援要請体制の整備に努める。
- (4) 県又は市町村は、死者が多数に及ぶことを想定して検視・遺体収容場所を指定し、検視活動の施設整備に努める。

2 遺体の安置

市町村は、遺体を丁重に取り扱う。このため、遺体安置所、埋葬所及び火葬場等の確保について、予め計画しておくものとする。

第4節 応急的な埋葬

1 埋葬体制の整備

市町村及び県は、棺その他埋葬に必要な物品について、あらかじめ調達体制の整備に努める。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 行方不明者の搜索体制の整備
- 2 棺その他埋葬に必要な物品の調達体制の整備

災害予防編（共通）第7部 交通・輸送計画

第1章 緊急輸送体制の整備

（県危機管理部、県県土整備部、県輝く鳥取創造本部、県商工労働部、警察本部、市町村、中国運輸局、県トラック協会、県バス協会、中国地方整備局）

第1節 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送道路等の指定

県は、陸、海、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送網として、道路、輸送拠点施設等を含めた緊急輸送道路等を指定する。

なお、指定路線の変更及び追加に際しては、別途、道路管理者と協議し指定するものとする。

(1) 緊急輸送道路

ア 県は、県庁、広域防災拠点、市町村災害対策本部等、物資受入港等及び隣接県の主要路線と接続する路線を、緊急輸送道路に指定する。

イ 緊急輸送道路の設定の考え方

ルート名	路線の概要
第1次ルート	県庁及び県内外の地方中心都市を連絡し、それらと重要港湾、空港を結ぶ道路
第2次ルート	第1次ルートと市町村役場及び主要な防災拠点を連絡する道路 [災害医療拠点、ヘリコプター離着陸場、港湾、物流拠点（物資の集配施設）、各市町村を結ぶルート]
第3次ルート	第1次・第2次ルートの代替機能を有する道路

※緊急輸送道路は、国の補助制度等を活用して、整備充実を図るものとする。

(2) 物資受入港

県は、海路からの物資受入のため、次に掲げる港湾を物資受入港に指定する。

港湾名	種別	管理者
鳥取港	重要港湾	鳥取県
境港	重要港湾	境港管理組合
赤碕港	地方港湾	鳥取県
田後港	地方港湾（避難港）	鳥取県

(3) ヘリコプター離着陸場

空路を用いた輸送拠点としては、第一に鳥取空港及び米子空港の利用が考えられるが、円滑な輸送体制推進のため、県はヘリコプター離着陸場として活用できる地点を調査し確保する。この際、大型ヘリコプターはダウンウォッシュ等による制約を受けるため、選定に注意する。（資料編及び鳥取県災害初動対処計画参照）

(4) 市町村緊急輸送道路等

市町村は、地域内における緊急輸送を確保するため、各市町村において緊急輸送道路及びヘリコプター離着陸場を指定する。この際、県の指定する緊急輸送道路との補完性、代替性などに配慮する。

(5) ホパークラフト揚陸適地

県は、災害時の海上からの救援等のためのホパークラフトが揚陸可能な地点の把握に努める。（鳥取県災害初動対処計画参照）

(6) 応援部隊の進出経路など

県は、消防機関・自衛隊等の応援部隊についてそれぞれの受援計画に基づき、進出経路を定める。

2 緊急輸送道路等の整備

(1) 交通施設の整備・耐震化

緊急輸送道路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター離着陸場を除く。）は、災害の発生による施設の破損を防ぐため、その管理する道路、港湾施設、交通安全施設などの整備、耐震化を図る。

(2) 緊急輸送道路等の占有の禁止措置等

緊急輸送道路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター離着陸場を除く。）は、災害時の交通の確保を図るため、緊急輸送道路等に指定された施設について、必要に応じて区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うものとする。

(3) 代替経路の確保

各道路管理者は、「鳥取県地震防災調査研究報告書」（平成30年12月）における幹線道路の寸断の可能性の

指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努める。

ア 複層的なネットワークの構築

第1次ルートについては、災害発生時の道路寸断を考慮し、高速道路（鳥取自動車道、山陰道等）、バイパス等の整備を図ることにより、複層的な輸送経路ネットワークの構築を推進する。

イ 代替経路の想定

ウ 海上輸送・空路輸送の活用

【参考：緊急輸送道路を対象に電柱の新設を禁止する措置】

道路法第37条（道路の占有制限）に基づき、緊急輸送道路を対象に電柱の新設を禁止する措置の全国展開が図られている（平成28年4月1日から直轄国道（約2万km）において開始）。

3 輸送体制の推進

県や関係機関は、緊急輸送体制をより強化するため、上記のほか次の点に留意するものとする。

(1) 輸送に係る情報収集、連絡調整体制の整備

ア 県及び緊急輸送道路等の管理者は、災害時、速やかに管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するものとする。

イ 県、緊急輸送道路等の管理者及び防災関係機関は、災害時、速やかに緊急輸送道路等に係る情報を共有し、その使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行うことができるよう、平素から情報収集及び共有の体制を整備するものとする。

(2) 輸送手段の確保

ア 県は、関係機関の輸送能力についてあらかじめ把握しておくよう努めるものとする。

イ 県は、自らが保有する車両のほか、県トラック協会との間に締結した「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき、災害時にいち早く輸送支援を要請する体制を確立するものとする。

ウ 県、市町村及び各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など）は、災害時に迅速に連携協力が実施できるよう、平素から連絡調整を行うものとする。

エ 関係機関相互においては、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画の作成等により確認し、平時から連携を図るものとする。

(3) 空港施設等の活用及び空路の確保

ア 県は、被災により特定の空港が機能停止した場合であっても、県内空港が同時被災するおそれは低いため、使用可能な空港を輸送拠点として活用することで空路の確保を図るものとしてあらかじめ利用計画を講じておくものとする。その際、輸送拠点からの陸路等による輸送手段を併せて確保するものとする。

イ 県は、県内空港で救援物資等を一時的に保管できるよう、空港管理者と協議を行い、一時集積場を確保する等の体制をあらかじめ整えておくものとする。

ウ 県は、救援物資輸送等のため空港運用時間外でも発着できるよう、空港利用の方法について空港管理者とあらかじめ調整を図るものとする。

エ 県は、災害対応が長期にわたり、空港施設を長期利用する必要がある場合、民間航空機との調整を行う必要があるため、あらかじめ関係者等と対応を検討しておくものとする。

(4) 輸送の支援体制

ア 県は、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用する体制整備に努めるとともに、輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、物流関係の業種団体等に対して物流専門家の派遣を要請できる体制の確保に努めるものとする。

イ 県及び市町村は、各種の輸送に当たっては、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保できるよう体制の確保に努める。

ウ 県及び市町村は、物資輸送・輸送調整等支援システムへの備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

エ 県及び市町村は、交通途絶等により地域が孤立した場合に、医薬品等の救援物資を緊急輸送できるよう、ドローンなど無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

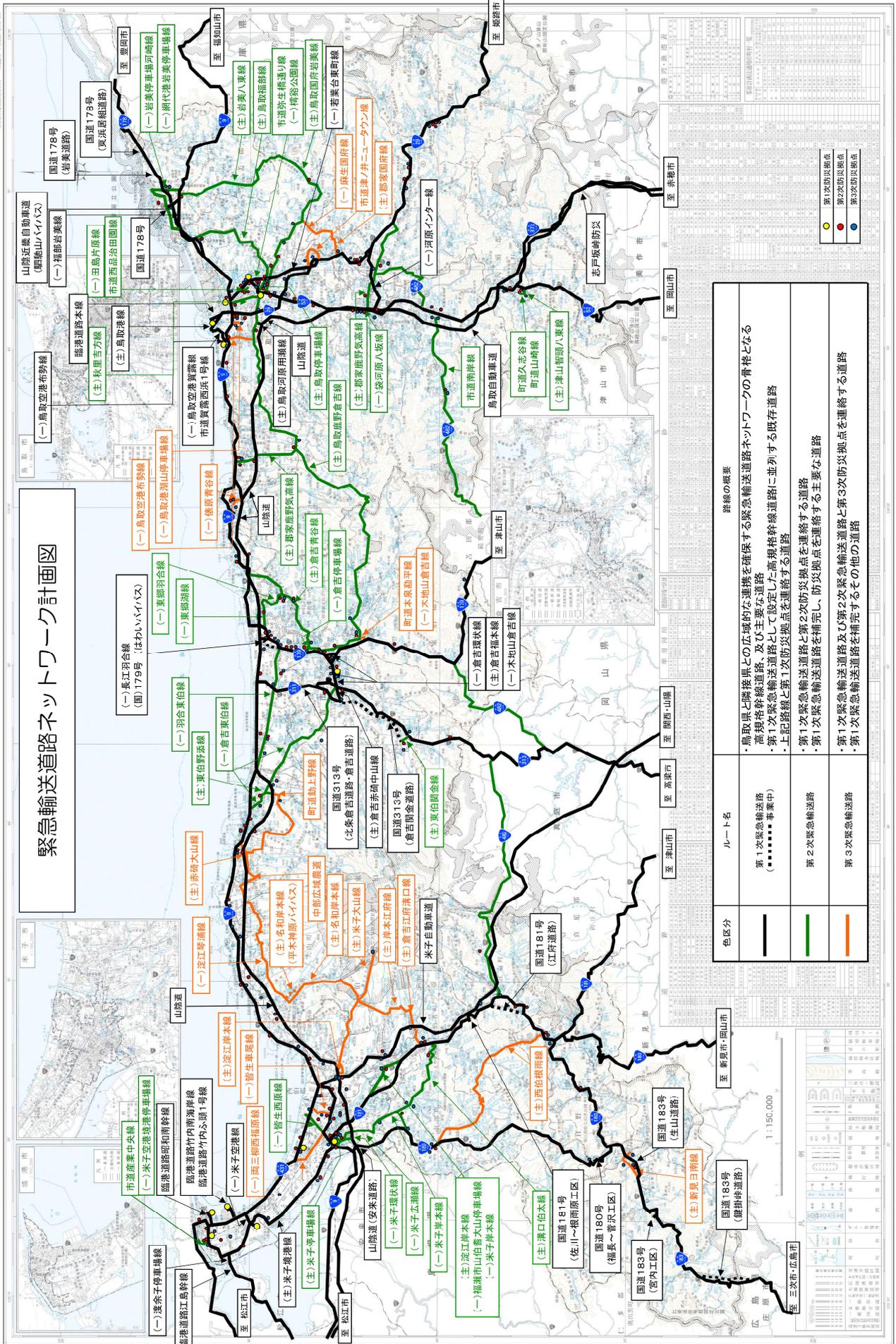
1 地域内における緊急輸送道路等の指定

2 主要幹線道路寸断時の代替経路の確保

3 緊急輸送体制の強化

(1) 輸送経路及び輸送手段の確保に係る情報収集、連絡調整体制の整備

(2) 輸送拠点における物資在庫管理、荷下ろし、荷さばき等のための調整



緊急輸送道路ネットワーク計画図

色区分	ルート名	路線の概要
黄色	第1次緊急輸送道路 (●●●●●●●●●● 事業中)	鳥取県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる 高規格幹線道路、及び主要な道路 ・第1次緊急輸送道路として指定した高規格幹線道路に並列する既存道路 ・上記路線と第1次防災拠点を連絡する道路
赤色	第2次緊急輸送道路	・第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡する主要な道路 ・第1次緊急輸送道路を補充し、防災拠点を連絡するその他の道路
青色	第3次緊急輸送道路	・第2次緊急輸送道路及び第2次防災拠点を連絡する道路 ・第1次緊急輸送道路を補充するその他の道路

第2章 交通施設の災害予防

（県危機管理部、県土整備部、県輝く鳥取創造本部、警察本部、市町村、中国地方整備局、JR西日本、智頭急行、若桜鉄道）

第1節 目的

この計画は、道路構造物の老朽化等による崩壊を防止するとともに、道路への土砂崩落や積雪等による影響を最小限とすることによって、交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

第2節 交通路線の確保

1 交通施設の災害予防

（1）道路及び橋りょうの災害予防

道路、橋りょうの整備は、水害をはじめ各種災害における避難、救援等に対する輸送路の確保のため必要なものであり、これらの整備を図ることにより、災害対策の円滑な遂行に資するものである。

ア 緊急輸送道路及び避難路等の道路上の橋りょうについて耐震補強等の交通確保対策を優先的に講じていくとともに、定期的な点検を行い、補修等による長寿命化を図る。

イ 道路上における路側、法面などの崩壊を未然に防止し、交通の確保を図るため、次のような道路災害防除事業を行うものとする。

（ア）トンネル補修（クラック、漏水、空洞対策等）

（イ）路側法面崩壊防止（擁壁工、法面工等）

（ウ）浪害防止（浪返し擁壁）

（エ）地すべり対策（山腹段状切付工、くい打ち工、地下水排水工）

ウ 上記のほか、特に異常気象時において通行の危険が予想される箇所については、「異常気象時における道路事故防止要領」（資料編のとおり）に定める異常気象時道路通行規制区間を指定し、交通の安全と円滑化を図るものとする。

また、道路施設等が地震や風水害等により被災し、迅速な災害応急対策実施のための妨げとなったり、道路の途絶に伴い孤立集落が発生することがないように、必要な整備に努めるものとする。

エ 発災後の道路啓開を迅速かつ効率的に実施するため、国・県及び関係機関が連携して道路啓開計画を策定するものとする。

【道路啓開とは】

災害時における救助・救援の要として、津波による漂着物や地震動による倒壊物等のがれきが散乱した道路を切り開くなど、緊急車両の通行に必要な最低限の幅員を確保すること。

オ 道路管理者（国土交通省中国地方整備局、県、市町村等）は、道路と生活インフラが連携した復旧が行えるよう、上下水道、電力、通信等のインフラ事業者との連携体制の整備・強化を図るものとする。

カ 県は、平時から大雨時に冠水する危険のある道路の箇所をホームページに掲載して県民に周知するものとする。

（2）その他の交通施設の災害予防

鉄道・空港・港湾等の交通施設についても、各種災害における避難、救援等に係る輸送路の確保のため、これらの施設について耐震補強等の整備を図るものとする。

（3）重要物流道路の指定

道路管理者は、非常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として国へ協議し、整備・機能強化に努める。

（4）港湾管理者等による航路啓開

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合は、国（国土交通省、農林水産省）へ報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

また、津波等発生時の潮位変化に伴う変状や被災状況把握、緊急時の海上輸送の可否判断を行うため、港への監視用カメラの設置に努める。

第3節 除雪による交通路の確保

1 除雪の体制

（1）冬期間県下の道路の交通を確保するため、主として主要市町村相互間の幹線道路及び生活道路の除雪を目途として除雪機械の強化、整備に努める。

（2）また、計画的な道路除雪の実施のため、国、県、市町村その他関係者からなる除雪対策協議会を設置する。

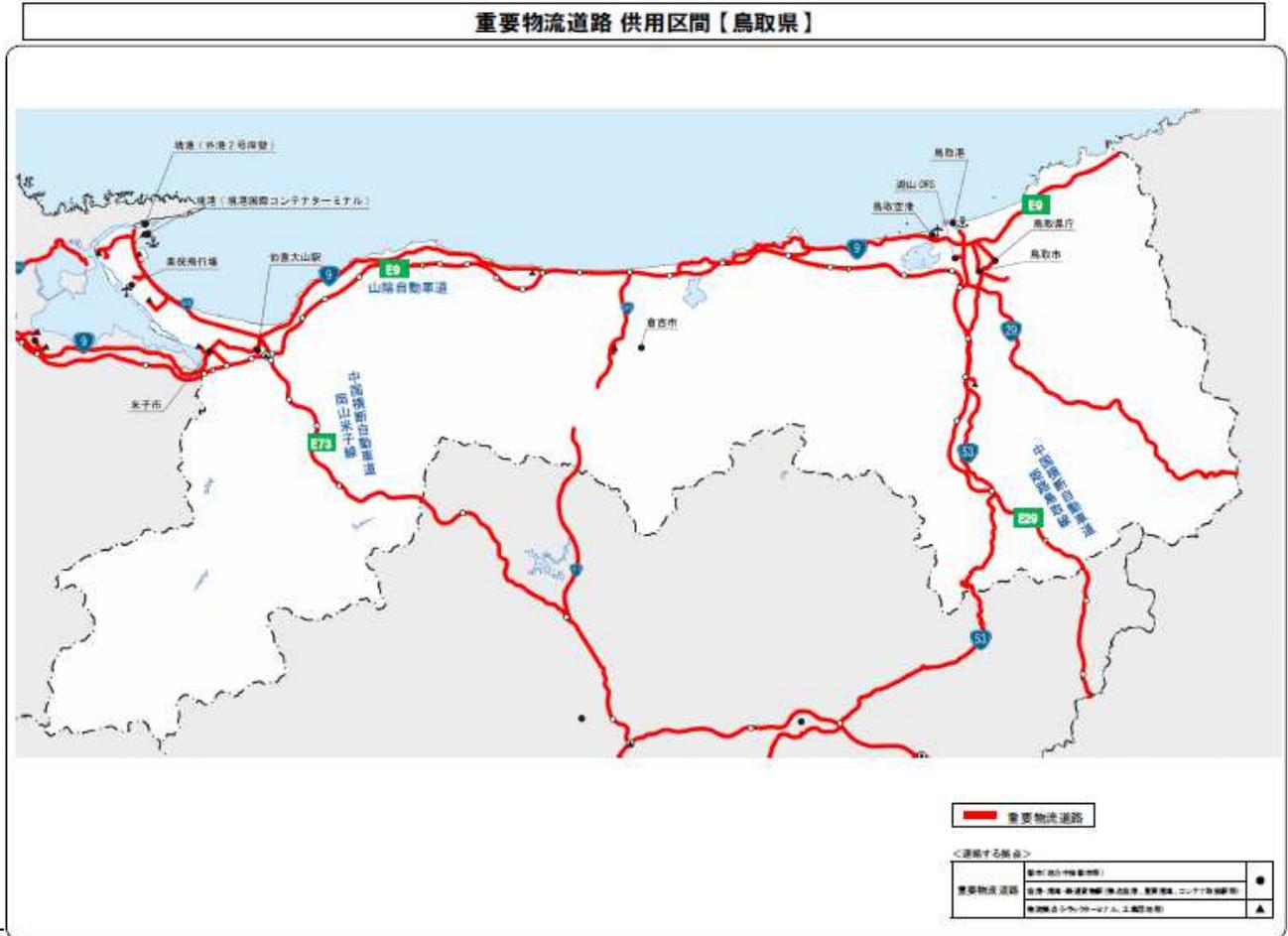
第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下の

とおりである。

1 交通路線の確保対策

- (1) 道路及び橋りょうの整備
- (2) その他の交通施設の整備



第3章 交通規制体制等の整備

(中国地方整備局、県県土整備部、警察本部)

第1節 目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として、公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

第2節 交通規制体制等の整備

1 広域的な交通規制に係る連携

国、県及び警察本部は、大規模な災害発生時の広域的な道路状況について、平素から訓練を通じての連携の確立等、関係機関との連携体制の確立に努める。

2 交通誘導に係る協力体制の確立

県、警察本部及び鳥取県警備業協会は、「災害時における交通誘導及び地域安全確保等の業務に関する協定」に基づき、日ごろの連絡体制を確立するほか、県総合防災訓練の参加等、訓練の実施等により、協力体制を確立するものとする。

3 道路状況に係る情報提供手段の周知

道路管理者は、交通規制等情報の提供方法（ホームページ掲載など）について、あらかじめ住民への周知に努めるものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 道路状況等情報の住民への提供方法についての周知

第4章 緊急通行車両の事前届出

（県危機管理部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、応急活動に必要な緊急通行車両の確認体制の整備について定めることを目的とする。

第2節 緊急通行車両の事前確認

県（危機管理部）及び警察本部（交通部）は、防災関係機関等が所有する車両のうち、災害時の応急対策に活用することが見込まれ、緊急通行車両に該当すると判断する車両については、可能な限り平時に緊急通行車両の標章等を交付し、災害発生時の事務手続の軽減を図るよう努める。

なお、特に県（危機管理部）が行う緊急通行車両の確認については、県及び県と災害時応援協定を締結した機関が対象となるものである。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第5章 航空機活用体制の整備

（県危機管理部、県福祉保健部、市町村、警察本部、消防局、自衛隊、大阪航空局、第八管区海上保安本部）

第1節 目的

被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプター等航空機を有効に活用するための体制を整備することを目的とする。

第2節 県内の航空機（ヘリコプター等）と体制の整備

1 県内を常時カバーするヘリコプター

機関名称	基地	機種	愛称	備考
鳥取県消防防災航空隊	鳥取空港	アグスタAW139	だいせん	
鳥取県警察航空隊	鳥取空港	アグスタ式AW109SP	さきゆう	
鳥取県ドクターヘリ	鳥取大学医学部 附属病院	エアバスEC135	KANSAI・ おしどり	関西広域連合による運用
第八管区海上保安本部 美保航空基地	米子空港	アグスタAW139 アグスタAW139	みほづる1号 みほづる2号	
3府県協働ドクターヘリ （公立豊岡病院ドク ターヘリ）	公立豊岡病院	エアバスEC135	KANSAI・ こうのとり	関西広域連合による運用
鳥根県ドクターヘリ	鳥根県立中央病院	川崎式BK117C-2型		県中西部をカバー

2 航空運用調整会議の設置

- (1) 県は、支援活動等を行うヘリコプターが安全かつ有効に活動できるよう、ヘリコプターを保有する防災関係機関等と連携して「航空運用調整会議」を設置する。
- (2) 航空運用調整会議は、大規模災害等発生時に、災害対策活動を実施するヘリコプターを有効に活用するとともに、安全な運航を確保するため「ヘリコプター災害対策活動計画」及び「ヘリコプター安全運航確保計画」を検討・作成する。（資料編のとおり）
- (3) 航空運用調整会議は、関係機関相互の連携を深めるとともに情報の共有化を図るため、定期的を開催するものとする。
- (4) 航空運用調整会議は、大規模災害等発生時には、県災害対策本部に設置される「航空運用調整班」に関係職員を派遣し、効率的な防災活動を支援する。

3 災害発生時の受援体制

- (1) ヘリコプターの安全と効率的運用を確保するため、本節のとおり受援体制を構築する。
なお、緊急消防援助隊航空小隊の受援体制は、「鳥取県緊急消防援助隊航空小隊受援計画」による。
- (2) 災害対策に航空機活用が有効と認められる場合等、必要に応じて県災害対策本部内に航空運用調整班を設置するとともに、活動拠点となる鳥取空港への駐機は、災害対策活動を実施するヘリコプターを優先することとする。
- (3) 場外離着陸場の整備促進について、県は市町村に対し協力を依頼するものとする。
- (4) 医療チーム（DMAT等）の搬送に関してあらかじめ必要な調整を図るものとする。
- (5) 中国地方5県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定に基づき、災害時の広域運用の協力体制整備を図るものとする。
- (6) ヘリコプターの燃料補給体制及び備蓄体制は以下のとおりである。

○ヘリコプターの給油（原則空港内で実施）

場所	取扱事業者	備蓄可能量	給油形態	備考
鳥取空港	永瀬石油(株)	100キロリットル	ローリー2台	業務時間外の対応可能
米子空港	(株)KAFCO	100キロリットル	ローリー2台	

○鳥取県消防防災航空隊備蓄燃料 10,600ℓ（ドラム53本）

備蓄場所	住所	備蓄量	備考
湊屋石油パル給油所	倉吉市河北町178	600ℓ（ドラム缶3本）	
江府町防災基地	江府町美用835-17	600ℓ（ドラム缶3本）	備蓄場所で給油可能
鳥取県消防学校	米子市流通町1350	600ℓ（ドラム缶3本）	備蓄場所で給油可能
永瀬石油米子油槽所	米子市旗ヶ崎食品団地内	2,000ℓ（ドラム缶10本）	
日南町防災基地	日南町下石見306-3	600ℓ（ドラム缶3本）	備蓄場所で給油可能
日野町防災基地	日野町中菅579-5	600ℓ（ドラム缶3本）	備蓄場所で給油可能
鳥取空港屋外貯蔵所	鳥取市湖山町北4-344-2	5,000ℓ（ドラム缶25本）	備蓄場所で給油可能

4 対空表示（ヘリサイン）の整備

ヘリコプターによる災害対策活動を的確に実施するため、公共施設及び避難施設の屋上又は屋根に対空表示（ヘリサイン）を整備する。

第3節 ドローン等の活用体制整備

1 ドローンレスキュー・ユニットの編成

- (1) 県（危機管理部）は、「ドローン・レスキューユニット設置運営要領」に基づき、災害時において組織的かつ迅速にドローンを活用させることを目的に、官民で構成する実動部隊「ドローン・レスキューユニット」を編成する。
- (2) ドローン・レスキューユニットは、鳥取県職員で組織する隊（県職員ユニット）と、企業・団体に組織する隊（企業ユニット）で構成するものとする。
- (3) 県職員ユニットの登録部及び企業ユニットを組織する企業・団体（以下「ユニット構成機関等」という。）は、日常からドローンの使用に当たって必要となる操縦技術や安全対策等について、研修や訓練の実施に努めるものとし、県（危機管理部）は、必要に応じて、研修や訓練をユニット構成機関等と連携して実施するものとする。

2 ドローン等の輸送手段の確保

県及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ドローン等の輸送手段の確保に努める。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 ヘリコプター場外離着陸場の整備
- 2 ヘリコプターの地上支援体制（受入体制）の整備
- 3 対空表示（ヘリサイン）の整備
- 4 ドローン等の活用体制整備

災害予防編（共通）第8部 食糧・物資調達供給計画

第1章 物資の備蓄及び調達体制の整備

（県危機管理部、県総務部、県生活環境部、県商工労働部、県農林水産部、市町村）

第1節 目的

災害発生時に備え、備蓄を行うとともに、市町村への物資等の調達支援を行う県の体制を整備する。

第2節 備蓄の種類及び実施者

応急対策に必要な物資は、以下の種類ごとに県・市町村がそれぞれ備蓄を行う。

1 連携備蓄

県と市町村で連携して実施（第3節を参照）

2 流通備蓄

多量の確保が必要な物資等、広域的に調達することが適当な物資については、県が事業者との協定等を締結することにより確保を図るとともに、市町村においても個別に事業者と協定を締結して早急の物資の確保を図る。

3 孤立集落の物資備蓄

道路啓開等に時間を要し、孤立状態が長期化することを想定した備え等の充実を図るため、孤立が予想される集落において、必要に応じ支え愛避難所等への物資備蓄（地域分散型備蓄）を行う。

4 その他の備蓄

（1）市町村備蓄

市町村は連携備蓄以外に、住民が災害時に必要とする物資等について備蓄を行う。

（2）県備蓄

県は、以下の広域的に整備することが適当な物資について備蓄する。

ア 医療品等（第6部第1章「保健医療救護福祉支援医療（助産）救護体制の整備」のとおり）

イ 災害救助基金による備蓄物資（毛布）

ウ 水防活動用備蓄物資

エ 流出油処理用備蓄物資

第3節 県と市町村の連携備蓄

1 連携備蓄の概要

- ・「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」（資料編参照）に基づき実施。
- ・県と市町村の役割分担を明確にし、物資、資機材を連携して備蓄。
- ・県と各市町村の分散備蓄により経費及びリスクを分散し、被災時に適切な物資供給を行う。
- ・各種の応援協定による流通備蓄の調達や、他県等からの応援物資の供給が見込まれる時期までは、主として連携備蓄物資により被災者支援を実施。
- ・県及び市町村は、要配慮者をはじめとするあらゆる人を避難所で受け入れられるよう備蓄の充実強化に努める。

2 市町村の備蓄

あらかじめ定めた品目につき、人口に応じた数量を各市町村が備蓄する。

（市町村の連携備蓄品目）

保存食（乾パン等）、要配慮者用保存食（アルファ米がゆ等）、粉乳・ミルク、保存水（ペットボトル）、飲料水用ポリタンク・給水パック（袋）容器、ほ乳瓶、トイレトーパー、生理用品、折畳式簡易トイレ（パック式セット）、毛布、紙おむつ（大人用、子ども用）、救急医療セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池（単1、単3）、防水シート（グラウンドシート）、ロープ（シート張り、救助用）、タオル、ウェットティッシュ、衛生対策汎用セット（口腔ケア用品、消毒薬など）

3 県の備蓄

大型の資機材（仮設トイレ、ストーブ、発動発電機、投光器、プライベート用テント、ストーマ装具、オストメイト専用ポータブルトイレ等）の備蓄を重点的に行う。

4 災害時の応援

- ・災害時には、相互に連携して物資を補完する。
- ・被災市町村に対する応援は、県と被災地外の市町村が連携して行う。
- ・県は、災害の規模等に鑑み、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

5 連携備蓄の状態保持

- ・県、市町村は、出水期前に県備蓄品の点検及び発電機等の稼働テストを一斉に実施する等、定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める。
- ・県、市町村は、消費期限、耐久期限のある品目は、期限を考慮して計画的備蓄を図るとともに、訓練での活用

やフードバンク団体への提供など、消費期限到来前の備蓄品の有効活用及び更新を行う。

- ・県（危機管理部）は、消費期限のある食糧等について、市町村に対しフードバンク団体への提供をあっせんする。
- ・各種の災害対応等により備蓄物資を消費した場合には、速やかに補填する。

第4節 県の調達体制の整備（食糧、生活関連物資、トイレ対策）

1 食糧

- (1) 応急給食を支援するため、あらかじめ食料品販売事業者と食糧調達に関する協定を締結する。
- (2) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結する。

2 生活関連物資

- (1) 生活関連物資販売事業者と物資調達に関する協定を締結する。
- (2) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結する。

3 トイレ対策

第9部第1章を参照

4 留意事項

- (1) 県は、物資の種類ごとに、販売事業者及び近隣都道府県等と応援協定を締結し、調達体制の整備に努めるものとする。
- (2) 物資の調達体制の整備に当たっては、物資の輸送方法、集積場所の確保及びそれらに要する人員配置など、引受体制についても併せて整備する。

第5節 県の物資備蓄倉庫の確保

県の保有する防災物資・資機材は東中西部各圏域単位に分散備蓄するものとし、既存の県有未利用施設の利用を基本に備蓄倉庫を確保する。

[県備蓄倉庫]

圏域	施設名	摘要
東部圏域	防災資機材倉庫（鳥取市商栄町）	
	旧鳥取空港建設事務所（鳥取市湖山町北4）	使用についての覚書を締結
中部圏域	中部総合事務所別館車庫棟倉庫（倉吉市東巖城町）	
	園芸試験場元生物工学研究室機械棟機械庫（倉吉市大谷茶屋）	
	旧八橋警察署（琴浦町八橋645）	
西部圏域	西部総合事務所防災資機材倉庫（米子市糺町1）	浸水時を想定し、日野川兩岸の施設に分散配備
	鳥取県消防学校（米子市流通町）	

第6節 災害対策活動要員に係る食料備蓄の整備

1 県の活動要員に係る食料備蓄の整備

県は、災害発生時の応急対策活動に従事する職員の必要人数等を考慮して、活動の維持に必要な食糧及び水等の備蓄を確保するものとする。

(1) 職員備蓄の推進

職員は、災害発生時の応急対策活動に従事することを前提とし、初動3日間を対象として、ローテーションを考慮し、2日分（6食）を目標として、自ら食糧及び水等を職場に備蓄するよう努めるものとする。

また職員は、家庭において、家族の3日分の食糧及び水等の備蓄に努めるものとする。

[ローテーションを考慮した職員活動パターンの想定]

ローテーション	1日目	2日目	3日目	備考
Aグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	対応（公的備蓄）	各グループは全職員の3分の1ずつ
Bグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	休み	
Cグループ	対応（職員備蓄）	休み	対応（職員備蓄）	

(2) 公的備蓄

県は災害時の応急対策活動に従事する職員のローテーション等を考慮して、活動の維持及び、緊急時の被災者支援に必要な食糧及び飲料水の備蓄体制の整備・検討に努める。

2 市町村等の活動要員に係る食料備蓄の整備

市町村等は、災害発生時の応急対策活動に従事する職員のローテーション等を考慮して、活動の維持に必要な食糧及び水等を備蓄するものとする。

第7節 物資供給体制の整備

県及び市町村は、支援物資の管理や配送業務について、支援物資の円滑な受入れ、避難所等への迅速な輸送を実現するため、平時から関係業界や物流事業者等と連携し、物資拠点の選定や災害時の拠点への専門家派遣等、環境

整備を図るものとする。

第8節 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

県及び市町村は、国が整備した物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第9節 備蓄の推進に係る普及啓発

県及び市町村は、家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進について、県民に対し、インターネット、広報誌等の媒体を利用して、広く普及啓発に努めるものとする。

第10節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 連携備蓄に基づく備蓄
 - (1)品目
 - (2)目標数量
- 2 家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進に係る普及啓発
- 3 物資供給体制の整備

災害予防編（共通）第9部 食糧・物資調達供給計画

第1章 トイレ確保体制の整備

（県危機管理部、県生活環境部、県商工労働部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレを確保するための体制の整備について定めることを目的とする。

第2節 県の調達体制の整備

- 1 県は、リース事業者と、仮設トイレの調達に関する協定を締結する。
- 2 県は、生活関連物資販売事業者等と、携帯トイレの調達に関する協定を締結する。
- 3 県は、応援要請を想定し、平素から、携帯トイレの災害時の応急調達ルートを確認しておく。
- 4 県は、市町村との連携備蓄において、仮設トイレを整備する。

第3節 市町村の調達体制の整備

- 1 市町村は、平素から、簡易トイレの災害時の応急調達ルートの確保、マンホールトイレなどの災害用トイレの整備を図るものとする。
- 2 市町村は、県との連携備蓄において、簡易トイレを整備する。

第4節 トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

1 公共施設等の整備

学校、福祉施設、公園等の施設整備時は、災害時のトイレ応急対策について市町村防災担当課とあらかじめ協議する。

2 くみ取り体制の整備

災害時にはし尿のくみ取り処理が相当量発生することが予想されるため、あらかじめくみ取りの体制を整備しておく。

3 トイレ利用者への配慮

災害用トイレ製品の整備に際しては、運搬、利用後の手入れ、高齢者・障がい者等の利用のしやすさなどに十分配慮する。

4 住民への普及啓発

災害用トイレの使用方法等に関して、平時より訓練や広報などを通じて住民に広く普及啓発を図ることにより、災害時に円滑に使用出来るよう備えるものとする。

また、発災直後においては、住民個々によるトイレ対応が必要とされることから、あらかじめ携帯トイレの備蓄に努めるよう住民に対し普及啓発する。

5 良質なトイレ環境の確保

県及び市町村は、県が整備するトイレカーや国の災害対応車両の登録制によりトイレトレーラーを配備する等によりトイレカー、トイレトレーラー等、被災者の衛生環境に配慮した良質なトイレ環境を確保するよう努める。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 連携備蓄による災害用トイレの整備
- 2 災害用トイレの応急調達ルートの確保
- 3 災害時のし尿くみ取り体制の整備

第2章 障害物の除去体制の整備

（県生活環境部、県土整備部、市町村）

第1節 目的

この計画は、津波、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれたがれき、土石、竹木等の障害物を除去する体制を整備することを目的とする。

なお、障害物の除去は、道路、河川等にあつてはその本来の機能を発揮させるため、家屋等にあつては被災者の生活再建に資することを目的として行うものである。

第2節 障害物の除去体制の整備

1 県の体制

- (1) 被災車両の撤去、移動等について日本自動車連盟中国本部鳥取支部、山陰E L Vリサイクル協議会と協定を締結（市町村と共同）。
- (2) 建設事業者等と資機材応援に関する協定を締結。
- (3) 廃棄物関係団体と廃棄物の処理に関する協定を締結。

2 市町村の体制

- (1) 市町村は、区域内の清掃能力の把握に努めると共に、災害時の清掃体制についてあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 市町村は、生活ごみの処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 市町村は、災害廃棄物の分別方法をあらかじめ定めておくものとする。特に、収集時に分別を行わない場合については、最終処分に至るまでの行程及び実施責任者について、自らの処理能力（人的及び施設）を踏まえた上で検討し、具体的に定めておくものとする。
- (4) また、がれき等の災害廃棄物について、一時的に集積する場所及び最終処分の方法等をあらかじめ定めておくものとする。

3 県内の清掃関係施設

県内における清掃関係の施設（ごみ処理施設）は、資料編のとおりである。

第3節 災害廃棄物処理計画の整備

- 1 市町村は、非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理の観点から、令和5年環境省告示第49号に基づき、地域防災計画その他の防災関連指針・計画等との整合を図りながら、災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。
- 2 県は、日常では考えられないような状況でも迅速で的確な処理が可能となるよう、災害時の廃棄物処理に関して起こり得る事態を予め想定した上で令和5年環境省告示第49号に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理への基本的な対応、処理体制等を定めるとともに、市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援を行うものとする。
- 3 県は、多量の災害廃棄物が発生した場合に、関係機関が緊密に連携して迅速な処理を行うため、県内各自治体間の相互支援及び災害廃棄物処理協定の締結団体等との調整を行うとともに、国（環境省等）と連携し、広域処理体制の確立に努めるものとする。
- 4 県及び市町村は、災害廃棄物処理の対応に必要な訓練等を行い、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるよう努めるものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 障害物の除去体制の整備

- (1) 区域内の清掃能力の把握、及び災害時の清掃体制の整備
- (2) 生活ごみの処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画の整備
- (3) 災害廃棄物の分別方法の規定
- (4) がれき等の災害廃棄物の一時的集積場所及び最終処分方法の規定

2 災害廃棄物処理計画の整備

第3章 建築物等における石綿飛散防止等の体制整備

（県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、地震等災害時における建築物等からの石綿飛散等による健康被害を防ぐため、平時よりその使用状況等を把握し、予防対策を図ることを目的とする。

なお、本章で用いる建築物等及び石綿の定義等は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月 環境省水・大気環境局大気環境課）を参考にする。

第2節 石綿の飛散防止等

1 使用状況等の把握

県は、災害の発生に備え、建築物等における石綿の使用状況等について、アスベスト台帳等を参考にして、把握に努めるものとする。

2 飛散防止対策

（1）事業者は、原則として事業場等の敷地内における飛散防止対策を実施する。

（2）県は、事業場外への石綿飛散等が確認・予見されるときには、事業者及び関係機関等と連携して飛散防止対策の実施に努める。

第3節 体制等の整備

1 県の体制及び指導

（1）県は、災害時等における石綿飛散等に適切に対応するため、必要な資機材を整備し、状況の把握のため、建築部局や市町村及び労働基準監督署等の関係機関との連絡体制を整えておくとともに、必要に応じて大気環境モニタリングができるよう、資機材等を準備しておく。

（2）県は、災害時に被災した建築物等について、石綿の飛散・露出状況等の確認調査を行う。石綿が露出するなど飛散する恐れが判明した場合に備え、石綿のばく露防止のための注意喚起や応急の飛散防止措置等の実施体制を整えておく。

（3）県は、建物所有者に平時から解体・改修等において適切な対応を取るよう法令や石綿含有建材等に関する必要な情報提供を行うとともに、建築業や解体工事業等の業界団体に対して、解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知する。

（4）県は災害時の石綿の飛散・ばく露の危険性等について注意喚起のため、予めチラシ等を作成しておく。

2 市町村の体制

市町村は県と連携し、石綿飛散・ばく露を防ぐため、あらかじめ必要な資機材等（ビニールシート、防じんマスク等）を整備するとともに、必要に応じて処置出来る体制を整えておく。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

1 必要な資機材等の整備

災害予防編（共通）第10部 共助協働推進計画

第1章 民間との防災協力体制の整備

（県危機管理部、県福祉保健部、政策統轄総局、社会福祉協議会、日本赤十字社、県医師会、市町村）

第1節 目的

この計画は、民間企業等の防災力の充実及び共助の推進及び災害時のボランティアの受入体制の整備を目的とする。

第2節 民間企業等との防災協力体制整備に向けての取組

災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図る。

1 防災協力メニューの明確化

県及び市町村は、地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮し、民間企業等の防災協力の具体的なメニューを検討・提示することにより、民間企業等の防災活動への参加を推進するものとする。

2 防災協力事業所登録制度の推進

県及び市町村は、他の自治体で取り組まれている防災協力事業所登録制度等を参考に、登録制度の導入を推進するとともに、制度を導入した際は、ホームページや広報誌等を活用し周知を図るものとする。

3 消防団協力事業所表示制度の推進

県、市町村、消防局は相互に連携し、消防団協力事業所表示制度を推進する（第4部第4章「消防活動体制の整備」参照）。

4 防災協力協定の締結の推進

県及び市町村は、様々な業種の民間企業等との応援協定の締結を推進し、多様な応急対策を確保するとともに、地域の防災の問題意識を共有する関係の構築を推進するものとする。（県において締結している防災に関する協定及び締結先は資料編のとおり。）

5 民間企業等と県、市町村の連携強化

県及び市町村は、民間企業等との連携を強化するため、情報共有のための連絡会等の設置や交流の推進、災害時の積極的な情報共有などの取組を推進するものとする。

6 効率・効果的な防災協力の推進

県及び市町村は、防災訓練などへの民間企業等の参加を推進し、平時から防災協力のための体制整備を推進するものとする。

7 民間企業等の防災力の向上

（1）民間企業等は、災害時における事業継続の取組を進めるほか、建物の耐震化や住宅の耐震化の啓発、備蓄資機材の充実や防災訓練の実施、講習会等の防災教育を推進し、自らの防災力の向上に努めるものとする。

（2）県及び市町村は、民間企業等の防災力の向上を積極的に支援するものとする。

8 防災協力活動に対するインセンティブの付与

県及び市町村は、民間企業等の防災協力活動が十分に評価される機運の醸成に努めるとともに、防災協力を促進させる仕組みを推進するものとする。

第3節 ボランティア受入体制の整備

1 災害支援団体の活動支援・調全体制の整備

本県における災害中間支援組織として、鳥取県社会福祉協議会を位置付け、災害時において災害支援団体（災害時に各々の分野の課題解決を行うため、自律的に支援活動を行うボランティア団体）等の活動支援及び活動調整を円滑に行うための体制整備を図るものとする。

2-1 ボランティア活動環境の整備

（1）災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、情報の収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターの組織化に努める。

（2）ニーズの把握に当たっては、老若男女の視点による意見が反映されるよう、情報収集体制の整備に配慮する

（3）県（福祉保健部）・市町村・社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（災害支援団体の活動支援及び活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

（4）県（福祉保健部）・市町村・県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会は、ボランティアが活動するための拠点となる、滞在場所等の確保に努める。

- (5) 県（危機管理部、政策統轄総局地域社会振興部、福祉保健部）及び市町村は、行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア等と災害時における防災ボランティア活動（受入れや調整を行う体制、活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供等）について意見交換を行うとともに、研修や訓練を通じて連携体制の強化に努める。
- (6) 県（福祉保健部、生活環境部）及び市町村は、国と協力し、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、災害ボランティア活動時の連携が円滑に図られるよう努める。
- (7) 県社会福祉協議会による災害ボランティア受入体制の整備
 - ア 災害ボランティアコーディネーターの養成
 - イ 「災害救援ボランティア活動マニュアル」の作成支援（県社会福祉協議会が作成した「災害救援ボランティア活動支援マニュアル策定指針」等を参考に、市町村社会福祉協議会が作成）
 - ウ 市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ方法等について研修会実施
 - エ 「とっとりボランティアバンク」による災害ボランティアの事前登録体制の整備
 - オ 災害ボランティアの活動促進及び災害時の支援体制について関係機関で検討協議する場の設置
- (8) 日赤鳥取県支部によるボランティア受入体制の整備
 - ア 防災ボランティアリーダーの養成
 - イ 防災ボランティア地区のリーダーの養成・研修
 - ウ 防災ボランティアの普及・登録推進・研修
- (9) 市町村は、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるとともに、災害ボランティアセンターを運営する者と災害ボランティアセンターの立ち上げや運営に係る協定を締結し、災害時のボランティアの受け入れ体制の具体化に努める。

3 医療救護関係ボランティアの受入体制の整備

- (1) 基本方針
 - ア 被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定される。
 - イ 災害時、この分野では日赤の役割が大きく、本県の体制においても日赤の活動を根幹とし、補完的な観点から県独自のボランティア受入体制の整備を図ることとする。
- (2) 活動内容
 - 救命措置、応急手当、巡回診療、健康相談等の実施
- (3) ボランティアの構成員
 - 県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者
- (4) 業務内容
 - ア 県
 - a 保健所は、地域医師会等医療関係団体と協議し、他地区への災害時の派遣可能人員の把握に努める。
 - b 県本庁は、県総合事務所保健所（東部圏域は鳥取市保健所）からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、日赤鳥取県支部と調整を行い、県内外からの派遣者受入体制の整備に努める。
 - c 県総合事務所保健所（東部圏域は鳥取市保健所）、県医師会等において情報が錯綜するおそれがあるため、相互に情報共有を図るものとする。
 - イ 医師会
 - a 地域医師会は、管内の災害時の派遣可能人員を登録し、リストを作成する。
 - b 県医師会は、県と調整を行い、県内の派遣体制の確立に努める。
 - ウ 日赤鳥取県支部
 - 他県支部からの派遣者の受入れについて、情報収集を行う。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 民間企業等との防災協力体制の整備

- (1) 防災協カメニューの明確化による民間企業等の防災活動への参加推進
- (2) 防災協力事業所登録制度の推進
- (3) 防災協力協定の締結の推進
- (4) 民間企業等との連携強化
- (5) 民間企業等との効率・効果的な防災協力の推進
- (6) 民間企業等の防災力向上のための各種支援
- (7) 民間企業等の防災協力活動に対するインセンティブの付与

2 ボランティアの受入体制の整備

- (1)生活支援ボランティアの受入体制の整備
- (2)医療救護関係ボランティアの受入体制の整備

第2章 自主防災組織の整備

(県危機管理部、市町村)

第1節 目的

この計画は、自主防災組織や町内会等の自発的に防災活動を行う組織の整備充実や地域住民の防災意識の高揚を図ることにより、災害時に発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、災害時の防災活動が迅速かつ効果的に実施できる体制を整備することを目的とする。

第2節 自主防災組織の整備

1 自主防災組織の重要性

「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（災害対策基本法第2条の2）である自主防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するために防災活動を行う組織である。とりわけ、災害発生直後の避難誘導や要救助者の救出、初期消火等を迅速に行うためには、自主防災組織の活動が極めて重要である。

2 自主防災組織の現況（令和6年4月1日現在）

	管内世帯数 (A)	組織されている 地域の世帯数(B)	組織率(%) (B/A)	備考 (全国の組織率(%))
鳥取県	241,336	225,926	93.63%	85.4%

3 地域住民による自主防災組織等の整備・強化

- (1) 町内会等を基盤として自主防災組織等の結成に努めるものとする。
- (2) 自主防災組織等の円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めるものとする。
- (3) 訓練、研修、その他あらゆる活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。
- (4) 消防団、社会福祉協議会、事業所、学校、ボランティア団体等様々な地域の団体と連携することにより、自主防災組織等の活動が継続・発展するよう努めるものとする。

4 自主防災組織等に対する支援

- (1) 県、市町村及び消防局は、地域の自主防災組織や職場自衛消防組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、その指導を行うものとする。
- (2) 市町村は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、指導的立場を担う者の育成・確保及び各種資機材の整備・充実を図るものとする。
- (3) 消防局は、自主防災組織等が活動するに当たり、その実効性を高めるため、組織からの求めに応じて協力を行うものとする。
- (4) 県は、自主防災組織の整備推進にあたり、以下のとおり支援策を講じるものとする。
 - ア 知事表彰等の実施による優良事例の普及推奨
 - イ 研修会への講師派遣など、市町村や自主防災組織等が行う取組への支援
 - ウ 県の広報媒体（ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞広告等）の利用や自主防災組織活動マニュアルの配布による、組織の立上げや活動に必要な支援
 - エ 鳥取県自主防災活動アドバイザーの活用による組織率向上及び活動活性化の推進
 - オ 防災・危機管理対策交付金による市町村を通じての財政支援
 - カ 消防学校で自助・共助の力を高めるための「支え愛救出研修」等の研修実施
 - ク 地域の防災リーダーとしての役割を担う防災士の養成

5 日本防災士会鳥取県支部との連携

県及び市町村は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。

第3節 自主防災組織の編成

1 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、市町村や地域の実情に応じて定めるものとする。

- (1) 情報班
- (2) 救助班
- (3) 消火班
- (4) 避難誘導班
- (5) 救護班
- (6) 給食・給水班

2 組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

- (1) 活動班員については、特定の範囲の住民に偏らないよう配慮する。また、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班又は消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）、組織の活動に実効性を持たせるものとする。特に、設立後に継続して活動することを視点に、消防防災経験者（消防職団員、警察官、自衛隊員、自治体の防災担当部局経験者等）、防災意識の高い者（防災士、防災ボランティア等）、コミュニティ活動を活発にしている者（町内会役員、民生委員、PTA役員、ボランティア活

- 動者等）を活動の中心に据えることが望ましい。
- (2) 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務して活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。
 - (3) 地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう配慮するとともに、既に女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組むことに努めるものとする。
 - (4) 過疎・高齢化が進む現状をふまえ、地域内の住民の役割分担を明確にする等、災害時の実効性が確保できる防災活動への取組が重要である。

第4節 自主防災組織の活動内容

1 平常時の活動

- (1) 防災に関する知識・技術の習得及び向上、住民への防災意識の啓発
- (2) 地域における危険箇所の把握及び広報（浸水予想区域、崖崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所、空き家、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
- (3) 地域における避難経路・避難体制や消防防災施設の把握及び広報
- (4) 避難行動要支援者の把握と支援
- (5) 地域における情報収集・伝達体制、要救助者の救出体制の確認
- (6) 避難所・医療救護施設の確認
- (7) 災害図上訓練や防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、避難行動要支援者の避難誘導、初期消火訓練を含む）の実施
- (8) 防災関係機関、地域団体、隣接の自主防災組織等との連携体制の確立
- (9) 防災資機材の整備・点検、及び使用方法の確認
- (10) 地区防災計画の作成

2 災害発生時の活動

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 地域住民の安否確認と避難誘導（特に避難行動要支援者に配慮）
- (3) 要救助者、倒壊家屋から逃げ遅れた者の救出
- (4) 出火、延焼防止と初期消火
- (5) 給食・給水

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 自主防災組織等に対する支援

- (1) 地域の実情に即した自主防災組織等の整備
- (2) 自主防災組織等への活動支援及び指導
- (3) 自主防災活動を指導する立場を担う者の育成及び活用促進
- (4) 各種防災資機材及び保管庫等の整備充実
- (5) 地区防災計画の反映

第3章 災害時の事業継続の取組みの促進

（県危機管理部、県総務部、県地域社会振興部、県福祉保健部、県商工労働部、県各部署、市町村）

第1節 目的

業務継続計画（以下「BCP」という）は、相互にサプライチェーンで深く結びついている、県、市町村、医療機関、福祉施設、民間企業（以下この章において「企業」という。）がその役割を果たすため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組を推進することを目的とする。

なお、鳥取県内におけるBCP策定に当たっての基本的な考え方、運用については、平成24年6月に鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進会議が策定した「鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針」に基づくものとする。

第2節 基本理念と方針

1 BCP策定主体

県、市町村、医療機関、福祉施設、企業

2 基本理念

災害時における早期復旧・復興のため、各BCP策定主体が連携し、安全・安心で豊かな暮らしを継続する。

3 基本方針

- (1) 人命の救出・救助を第一とし、被害の拡大を防止するとともに、行政、企業等の機能の低下に伴う、住民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、オール鳥取県で考え、更に不足する場合は、広域的に応援を求め、それを受け入れていく。
- (3) 通常業務は非常時優先業務を最優先とし、業務資源（リソース）の回復状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

第3節 BCP策定の目的

- 1 各主体が、いつ発生するかを予測できない災害（危機）に対して、県民が安心して豊かに暮らすために必要な業務（各種サービス、医療、福祉、就労、生産、販売等）を継続するための手順、戦略を日頃から備えておくことにより、適切な対応を迅速に実施する。
- 2 自治体の機能を喪失させない体制づくりによる継ぎ目のない被災者支援
- 3 企業活動の継続・早期復旧による被災地の早期復興のための体制づくり
- 4 県内企業の災害（危機）対応能力向上による優位性の確保（顧客への安定的なサービスの確保）
- 5 業務に必要な資源に着目することにより、全ての災害（危機）に対応し、PDCAサイクルによるスパイラルアップによりその実効性を高めて、安全・安心で豊かに暮らせる地域づくりを目指す。

第4節 推進体制

BCPの策定を進めるため、以下の組織を設置し、各分野と連携を図りながら、推進していく。

1 推進会議

県内民間企業、医療機関・福祉施設、市町村、県等の代表者による推進会議を設置し、オール鳥取県体制で地域と一体的に作成を推進する。（適宜開催）

なお、推進会議にはアドバイザーを設置し、BCPに関する助言を得る。

2 ワーキンググループ（WG）

推進会議の下に、県庁、市町村、企業、医療機関・福祉施設のワーキンググループ（以下「WG」という。）を置き、具体的な取組、検討を実施する。（随時開催）

3 コアメンバー会議

推進会議と各WGとの間の調整的な組織として、WG主要メンバーが構成員となるコアメンバー会議を設置する。（随時開催）

第5節 BCPの策定推進に当たっての留意事項

1 面的BCP（県、市町村、医療・福祉施設、企業）の推進

- (1) これまでの点の災害から面の災害に対する対応へ（局所から広域への対応とタイムラインと被害想定との足並みを揃えたBCPの策定へ）
- (2) 県全体の事業継続力を向上させ、早期の復興が図れるようにするとともに、地域防災力の向上と県内産業の他

地域に対する優位性の確保・地域住民の安全・安心で豊かな暮らしの確保にも努める。

2 あらゆるリスクへの対応

- (1) 業務に必要な資源（リソース）の検討とそれらの代替方策の検討などによる、あらゆる被害への対応。
- (2) 資源別対策により、災害（危機）によって結果的に生じる状況への対応とケース（シナリオ）別に、方針、資源対応、重要業務の選定・復旧目標を想定。
- (3) 計画策定後においては、ケース別訓練等により、P D C Aによる計画の実効性を確保し、更に、並行して、必要なリスクコントロール対策を計画的に進める。
- (4) 豪雨等により屋外移動が危険な状況である場合に、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずる。

第6節 自治体による支援

- 1 県及び市町村は企業等の事業継続計画の作成が競争力を高め、取引先の信頼を勝ち取り、社会的責任（C S R）を果たすことに繋がって、企業等の価値を向上させることから、事業継続計画を作成するうえで必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組を積極的に支援するものとする。
- 2 県及び市町村は、自らと企業等が相互にサプライチェーンで深く結びついていることを踏まえながら、契約等の締結に当たって相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の取組の普及を図るものとする。
- 3 県は、企業が取り組むBCPの策定等に対して必要な支援を行うほか、自然災害等による停電に備え、企業や酪農家等が行う非常用発電機等の整備に対する支援に努めるものとする。

（参考）

- ① 鳥取県におけるBCPの取組、「鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針」、「鳥取県庁BCP」等については、以下のURLで閲覧することができる。
 - オール鳥取県で取り組む業務継続計画（BCP）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/96796.htm>
 - 県内企業の事業継続計画（BCP）策定支援
<https://www.pref.tottori.lg.jp/129006.htm>
- ② 国において、BCPの取組を促進するため、各種ガイドライン等を策定してインターネットで公開しており、以下のURLで閲覧することができる。
 - 【内閣府】
 - 事業継続
<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/index.html>
 - 【中小企業庁】
 - 「中小企業BCP策定運用指針」
<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 事業継続に向けての取組の支援

災害予防編（共通）第11部 住宅対策計画

第1章 地震被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

（県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、地震時において被災した建築物の防災・復旧対策を的確に実施するための「地震被災建築物応急危険度判定」の実施体制を整備することを目的とする。

第2節 建築物の防災・復旧への取組

1 鳥取県建築物防災・復旧対策協議会

県（生活環境部）及び市町村は、地震による建築物の防災・復旧対策を的確に実施するため、鳥取県建築物防災・復旧対策協議会を設置し、以下の事業等についてあらかじめ調整を行う。

- (1) 建築物の耐震対策の促進に関すること。
- (2) 被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に関すること。
- (3) 住宅相談の実施体制の整備に関すること。
- (4) 罹災証明の技術支援の実施体制の整備に関すること。

2 鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

なお、当該マニュアルは、以下の3つのマニュアルから構成されている。

- (1) 地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル
- (2) 「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル
- (3) 住宅相談業務マニュアル

第3節 地震被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

県及び市町村は、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

なお、県においては、実施体制確保のため、「鳥取県地震被災建築物応急危険度判定要綱」を定めている。

1 県の体制整備

- (1) 応急危険度判定制度に関する普及、啓発
- (2) 応急危険度判定士の養成、登録
- (3) 県、市町村及び一般社団法人鳥取県建築士会等関係団体との連携体制の保持
- (4) 震前判定計画の整備
- (5) 応急危険度判定コーディネーターの養成

2 市町村の体制整備

市町村は、市町村地域防災計画による被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

3 住民への周知

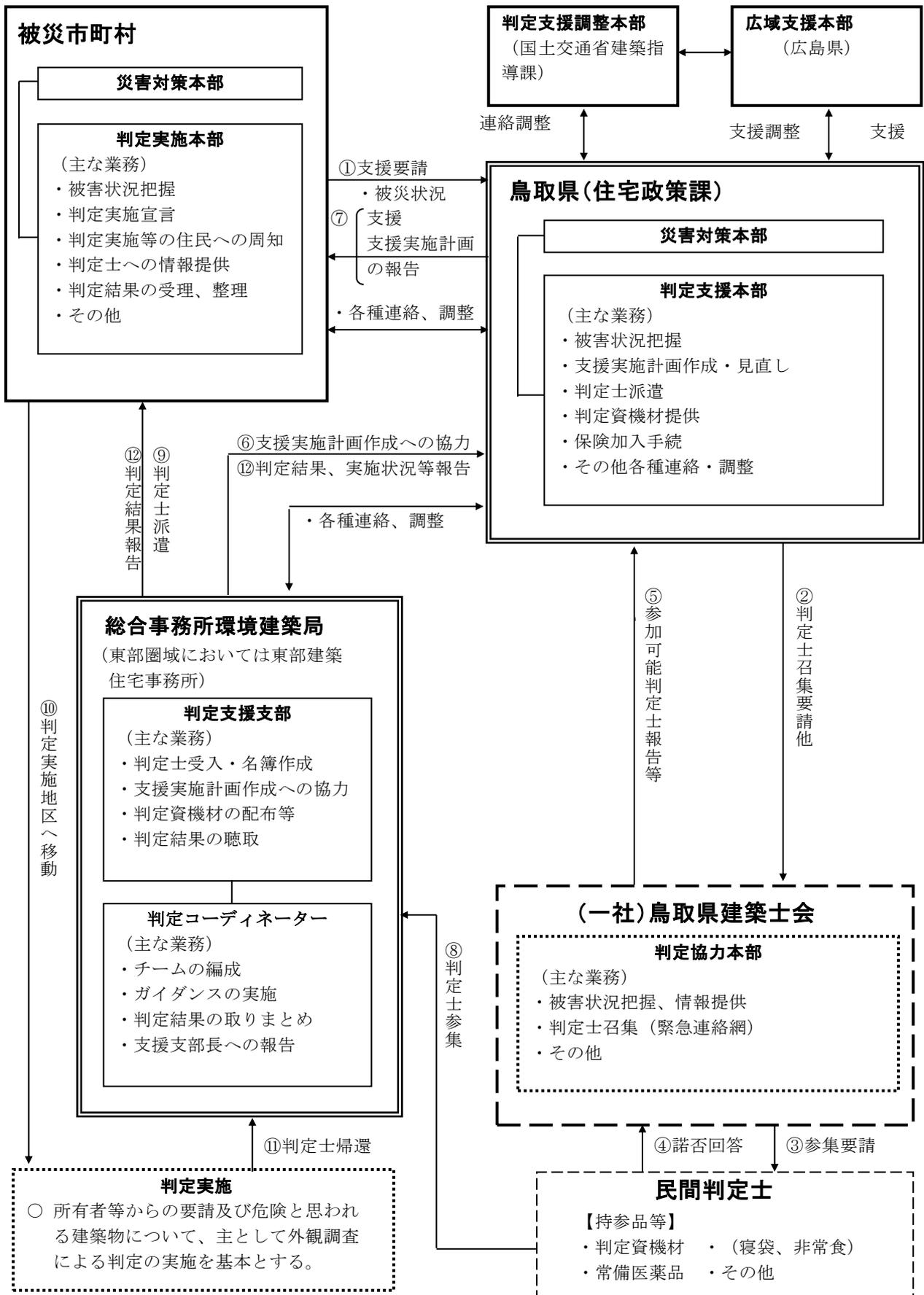
県及び市町村は、発災時に不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度について日ごろから住民に周知するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 地震被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化
- 2 地震被災建築物応急危険度判定制度の住民への周知

地震被災建築物応急危険度判定実施体制概念図



第2章 被災宅地危険度判定実施体制の整備

（県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」の実施体制を整備することを目的とする。

第2節 宅地建物防災への取組

1 鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会

県（生活環境部）及び市町村は、地震又は降雨により大規模な宅地被害が発生した場合の宅地危険度の判定を迅速的確に実施するため、鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会を設置し、以下の事務等に関する連絡調整や制度の充実を図る。

- （1）被災宅地危険度判定の実施体制の整備（資機材を含む）に関すること。
- （2）被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の養成及び登録への協力に関すること。
- （3）被災建築物応急危険度判定との連携に関すること。

第3節 被災宅地の危険度判定の実施体制の強化

県及び市町村は、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う危険度判定の実施体制を強化するものとする。

なお、県においては、実施体制確保のため、鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱を定めている。

1 県の体制整備

- （1）被災宅地危険度判定制度に関する普及、啓発
- （2）被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の登録、養成
- （3）県、市町村及び関係団体との連携体制の整備

2 市町村の体制整備

- （1）被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備、強化
- （2）被災宅地危険度判定に関する情報を住民に周知

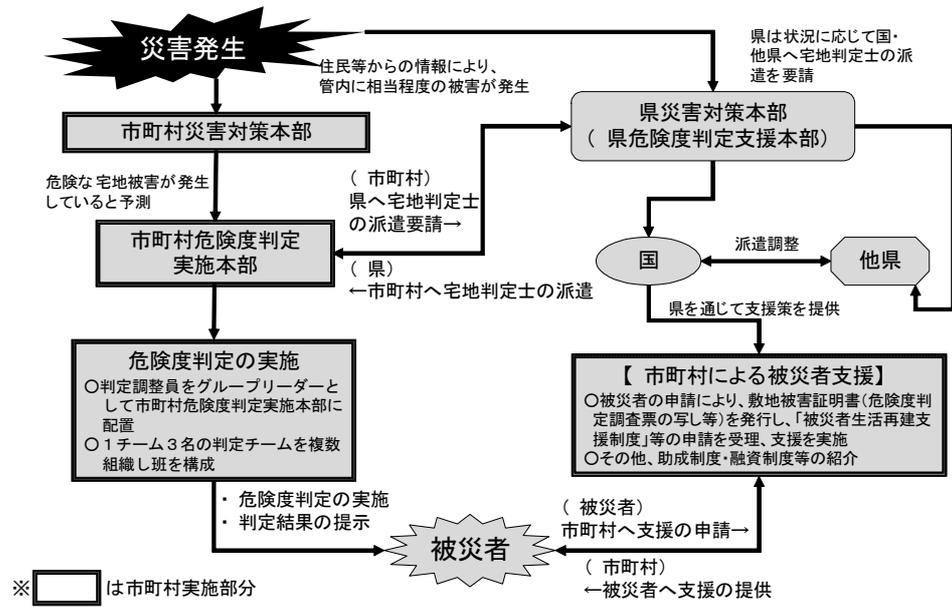
※ 留意事項：平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被災地では、被災宅地危険度判定の結果を罹災証明に用いた事例あり。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被災宅地危険度判定の実施体制の整備、強化
- 2 被災宅地危険度判定制度の住民への周知

被災宅地危険度判定及び被災者支援の流れ



第3章 被害認定及び罹災証明書の発行体制の整備

（県危機管理部、県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害時に被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（罹災証明）」を実施し、罹災証明書が遅滞なく発行できるよう、罹災証明書の発行体制を整備することを目的とする。

第2節 罹災証明書の発行体制の整備

1 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、被災者支援システムの導入等デジタル技術の活用による罹災証明書発行業務の効率化、迅速発行に努める。

2 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会を実施するとともに、市町村と調整の上、損害保険会社と連携した住家被害認定の効率化を検討すること等により、災害時の住家被害の調査の迅速化・効率化を図るよう努めるものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

なお、研修会等の実施に当たっては、WEB会議システム等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 罹災証明書の発行体制の整備

第4章 応急仮設住宅の確保体制の整備

（県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損により居住できなくなった世帯に対する応急修理の体制及び応急仮設住宅の提供体制を整備することを目的とする。

第2節 民間賃貸住宅等の活用

- 1 県及び市町村は、応急仮設住宅を供与する際には、公営住宅の活用や民間賃貸住宅の借上げを優先することとし、民間空き家の利用計画をあらかじめ定める。
- 2 県は、災害時の応急仮設住宅として使用可能な民間賃貸住宅等の活用体制を整備するものとし、民間賃貸住宅等の空室状況の把握等を円滑に行うため、宅地建物取引業の業種団体等と締結した応援協定に基づき、連携を図るものとする。

第3節 応急仮設住宅確保のための体制整備

- 1 県は、被災住宅の応急修理に要する資機材の調達方法及び建設事業者を事前に把握しておくものとする。
- 2 県は、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達方法及び建設事業者を事前に把握しておくものとする。
- 3 市町村は、あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地を選定しておくものとする。
- 4 県及び市町村は、協定締結等により迅速に移動型応急仮設住宅等を供給できる体制をあらかじめ確保する。

[応急仮設住宅の類型]

借上型	民間賃貸住宅や空き家の借上げにより供給するもの
建設型	プレハブや木造住宅等を現地で建設するもの
移動型	工場等で生産し現地へ移送するもの（車輪があり牽引できるトレーラーハウスやトラックの荷台に載せられるムービングハウス、モバイル建築等がある） ※災害救助法では「移動型」も「建設型」として位置づけられているが、現地で建設する応急仮設住宅と区分して表記する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 応急仮設住宅の確保対策

災害予防編（共通）第12部 文教対策計画

第1章 文化財災害対策

（県総務部、県地域社会振興部、県教育委員会、市町村）

第1節 目的

この計画は、文化財や歴史的に価値がある公文書等を各種災害から保護することを目的とする。

第2節 現況

文化財の指定又は選定については、国においては文化財保護法によって文部科学大臣が、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群・文化財の保存技術の7部門に大別し、それぞれの部門ごとに重要なものを指定又は選定している。また、近年、文化財を活用しながら保存する登録有形文化財の制度が普及しており、建造物の登録数が飛躍的に増えている。県においては、鳥取県文化財保護条例によって知事が国と同じ7部門ごとに国の指定・選定に準ずるものを指定し、又は選定することになっている。市町村においては、それぞれの条例に基づき指定している。なお、県下における指定文化財の現状は、資料編のとおりである。

一方、全国的な少子高齢化・過疎化等の社会状況の変化を背景に、各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域活性に向け地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要となっている。そこで平成30年6月に文化財保護法（昭和25年法律第214号）の一部が改正、平成31年4月に施行され、これに伴い、本県では令和2年3月に鳥取県文化財保存活用大綱を定め、県内各地域に所在する文化財の保存と活用を推進するために必要な考え方や方策、体制づくり、文化財の把握などに加え文化財の防災・防犯対策に関する指針を示している。

また、歴史的に価値がある公文書等については、県公文書館や博物館、図書館等で収集・保管に努めているところであるが、県や市町村が把握していない個人が所有している文書等も相当数あるものと思われる。

第3節 文化財の保護管理

1 保護・管理等の責任

指定・登録又は選定された文化財の保護・管理等については、国・県とも当該文化財の所有者・管理者等の責任において行うことになっている。

2 保護・管理等の指導

(1) 国の指定・登録又は選定に係るものについては文化庁長官が、県の指定又は選定に係るものについては知事が、保護・管理等について必要な命令・勧告・指示・助言をすることができることになっている。

(2) 所有者・管理者等が、文化財の保護・管理等に多額の経費を要し、その負担に堪えない場合には、その経費について補助する制度が設けられている。

第4節 災害予防対策

1 対象物

防災上留意している文化財の種別は、有形文化財（建造物、美術工芸に属する彫刻（主として仏像）・絵画・古文書、考古資料等）、有形民俗文化財、伝統的建造物群及び登録有形文化財（建造物）を主とし、これらの文化財のうち水利の不便な場所にあるものも多い。

一方、記念物（史跡・名勝・天然記念物）、文化的景観についても、近年地震や大雨による土砂災害などによる被害を受ける事例が増えており、対策を講じる必要がある。

2 対策

(1) 施設整備

ア 建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災報知設備・避雷針・貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を所在する自治体等に求めていく。

イ 彫刻・絵画など美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的対策と考えられるので、適宜指導、補助を行う方針である。

ウ 必要に応じて、水損の少ない消火設備の整備を図ると共に、耐震化の措置を図る。

(2) 火災予防体制の指導

令和3年3月30日に「指定文化財の防火対策に関する文化財部局と消防部局との申し合わせ事項」を県地域振興部文化財局、県危機管理部担当課、各消防局と申し合わせ対応することとした。併せて、第4部第4章「消防活動体制の整備」を参照すること。

(3) 体制の整備

ア 県内

平成29年9月5日に策定（令和6年5月29日改正）された「災害時等における県関係機関と市町村等との連携・協力実施計画」に基づき、市町村や個人等が所蔵する文書等歴史的に重要な資料が、災害等により滅失・破損のおそれがあるときは、公文書館、文化財課、とっとり弥生の王国推進課、図書館、博物館及び埋蔵文化財センターと市町村等並びに鳥取地域史研究会、山陰歴史資料ネットワーク等関係団体が連携・協力して適切な措置を講じ、市町村等の資料の救出、整理・保存を行うため、日頃から情報を整備・共有し、連携を図っていくこととする。

イ 県外

平成25年12月27日に中国・四国地方の9県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」及び近畿2府7県との「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有するとともに、文化財が被災した場合には必要な救出や応急措置を行う。

3 その他の留意点

災害時に対応するためには、平常時より指定等については当然のこと、未指定文化財についてもその所在や所有者等をできる限り把握しておくことが必要であり、市町村文化財保護部局や県関係機関等と情報共有等を行うものとする。

災害等によって埋没・水没した有形文化財等については、その歴史的な価値等に応じて可能な限り修復等を行い保存する必要があるため、安易に破棄することがないように平時から周知を図るものとする。

また、これらの有形文化財等が浸水等による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう、併せて周知を図るものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村の保有する文化財、公文書等の災害予防体制の整備

災害予防編（共通）第13部 農業災害対策計画

第1章 農業災害予防対策

（県農林水産部）

第1節 目的

この計画は、災害時に農作物に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農業被害を最小限に留め、農作物の安定生産に寄与することを目的とする。

第2節 農業防災体制

気象の長期予報、早期天候情報又は警報等に基づき、大規模な農作物災害が発生するおそれがあるときは、鳥取県農業気象協議会が、被害予防のため各農業関係機関、団体の行う技術指導の一元化と総合化を図りつつ農作物等の防災に関する技術対策の樹立と普及徹底に努める。

この鳥取県農業気象協議会は、経営支援課長を会長とし、事務局は、県経営支援課内に設置する。

【早期天候情報とは】

- ・情報発表日の5日後から14日後までを対象として、5日間平均地域平均気温が「かなり高い」もしくは「かなり低い」となる確率が30%以上、又は5日間積算地域平均降雪量が「かなり多い」となる確率が30%以上と見込まれる場合に発表されるプッシュ型の注意喚起情報（原則毎週月・木曜日）
- ・低温（高温）に関する早期天候情報は、稲作においては、深水管理（低温や高温時に水田の水の量を増やすことで影響を緩和する）や田植え時期の調整による活着不良対策、果樹の凍霜害対策といった利用が見込まれる。その他、家畜の暑さ対策などにも有用と期待される。
- ・大雪に関する早期天候情報は、農業施設の補強や果樹の枝折れ防止などの事前対策などへ利用が見込まれる。

第3節 農作物の災害予防対策

1 災害防止の技術指導

災害別農作物の防災技術については、その都度、県農業気象協議会が樹立するが、災害多発地帯の農林局等は、平素から関係農家に対し災害予防に関する技術指導に努める。

2 資機材の確保

台風その他の災害が予想される場合、予防措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 農作物の被害予防に関する気象情報等の伝達体制の確立
- 2 農業災害の防止に関する技術対策等の情報の啓発、周知等

災害予防編（共通）第14部 被災者支援計画

第1章 被災者支援体制の整備

（県危機管理部、県関係部局、県教育委員会、市町村）

第1節 目的

災害により被災した県民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

第2節 被災者支援体制の整備

1 私人間の紛争の防止及び調整体制の整備

(1) 土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復興時には、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

県（危機管理部等）は、これらの紛争について原則介入しないものとするが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に行われるよう、あらかじめ、これらの専門家等の団体への調整の要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

(2) 地籍調査の推進

県（農林水産部）及び市町村は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

ア 地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。

イ 地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

2 被災児童等の援護体制の整備

県（総務部、子ども家庭部、教育委員会）及び市町村は、メンタルケアや保育所等の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

3 被災者等への的確な情報伝達活動

県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

4 被災者の生活復興支援体制（災害ケースマネジメントの実施体制）の整備

県及び市町村は、被災者の生活復興支援について、必要に応じて災害ケースマネジメントの手法を活用して行うこととし、県、市町村、県社会福祉協議会及び専門士業団体等の関係機関で構成する「鳥取県災害ケースマネジメント協議会」を通じて関係機関が相互に連携した災害ケースマネジメントの実施体制を構築する。

鳥取県災害ケースマネジメント協議会では、災害ケースマネジメントの標準的な手順等を示した手引きを作成・共有するほか、研修を実施する等して、人材育成を図るものとする。

また、被災者の生活復興支援体制の検討にあたっては鳥取県中部地震被災者への対応で培ったノウハウを活かすよう努めるものとする。

【災害ケースマネジメントとは】

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて支援計画を作成し、継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取組をいう。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 被災児童等の援護体制の整備

2 被災者の生活復興支援体制（災害ケースマネジメントの実施体制）の整備

災害予防編（共通）第15部 ライフライン対策計画

第1章 ライフライン対策の強化

（県危機管理部、県関係部局、ライフライン事業者）

第1節 目的

この計画は、災害時における社会全体の被害規模の縮小及び、被災時の早期復興を推進するため、災害時において各種のライフライン設備の被害を最小限に抑えるとともに、被災した場合であっても早急に復旧できる体制をあらかじめ整備することを目的とする。

第2節 計画の対象

この章では、次のライフライン設備を対象とする。

- ア 電気
- イ ガス
- ウ 上下水道
- エ 電話
- オ 携帯電話

第3節 体制の整備

1 災害に備えた体制の整備

各ライフライン事業者は、各々が定める防災業務計画等に基づき、災害に備えた予防体制や災害時の応急対策等をあらかじめ定めるとともに、応急復旧等のための資機材等の備蓄や調達体制の整備に努めるものとする。

また、必要に応じ、他事業者等との応援協定の締結等、応援体制の整備に努めるものとする。

2 関係機関等との連携体制の整備

各ライフライン事業者は、平時から、県・市町村と緊密に連携し、災害対応の体制整備に努めるものとする。

なお、電力及び通信については、それらに被害が生じた際の復旧作業にあたり、県や市町村の道路啓開等対応と密接な連携を図る必要があるため、中国電力株式会社及び西日本電信電話NTT西日本株式会社は、県と締結している協力協定に基づき、平時から優先的に停電・通信復旧が必要となる重要施設等災害対応に必要な情報を共有するなど、特に連携体制を整備するものとする。

また、県、市町村は、電気等のライフライン設備の被害を最小限に抑えるため、必要に応じて各ライフライン事業者と連携して、設備周辺の倒木の可能性がある危険木の事前伐採等を行うものとし、県、市町村、各ライフライン事業者はそのための体制を整備するものとする。

3 上下水道に係る応急復旧・応急給水体制の整備

(1) 応急復旧

県及び市町村は、関係団体等と協力した災害時の復旧支援受入までの初動対応訓練の実施等により、災害時の応急復旧、広域応援体制の強化を図る。

(2) 応急給水

ア 応急給水効率の向上

市町村は大規模断水が発生した場合に備え、組立式給水タンク等の資機材の整備などにより応急給水効率の向上に努める。

イ 災害用井戸の普及

県及び市町村は、災害による断水が発生した際に、被災者が生活用水として無償で井戸水の提供を受けられる「災害時登録井戸」の登録・普及を図る。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関するものは以下のとおりである。

- 1 事前伐採の実施体制
- 2 上下水道に係る応急復旧・応急給水体制